	a	区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月制定)	青森県児童福祉法施行条例(平成25年3月27日青森県条例 第13号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年宮城県条例第91号)	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定松田県条例第90号) 秋田県保育所の設備及び運ご開する基準を定める条例施行規 財(平成24年3月制定25年秋田県規削第19号)	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月25日山形県条例第64号)	福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月条例第87号)
	乳児奎(1.65㎡/人)		園と同じ 乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児 3.3㎡/人	顕と同じ	顕と同じ	間と同じ	顕と同じ	3. 3㎡/人	3. 3㎡/人
	0.1歳 児を入 所させ る保育	従うべき基準	風と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	の休日 所 医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	参酌基準	国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場 2歳以 所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ	間と同じ	BILDU	間と同じ
	調理室、便所		園と同じ	国と同じ		国と同じ	医務室を必置		2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置
		参酌基準 標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	国と同じ 対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	(銀)に同じ	国と同じ
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を 置かないことができる。)		風と同じ	風と同じ	風と同じ	調と同じ	保育所の長を必置	Balc⊓U	乳児を入所させる保育所にあっては、保健師または看護師を 配置するよう努める
職員 (省令第33条)		従うべき基準							
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定ことと顧である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風に同じ	(認定こども関である保育所の場合) 3歳児 短時間301、長時間201 4歳以上児 短時間長時間ともに30.1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	風と同じ	風と同じ	風と同じ	風と同じ	国に同じ	風と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	園と同じ	顕と同じ	顕と同じ	国と同じ	顕と同じ	動に同じ	顕と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	顕と同じ	風と同じ	間と同じ	調と同じ	園と同じ	間に同じ	風と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	風と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		非常災害対策 事故発生時の対応	特になし	特になし	暴力団の排除、非常災害対策、関係機関との連携	事被発生時の対応	防災計画等の策定を義務規定とし、市町村との連携を設けた。	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子ども今接護者の支援に努める ・非常災害に関する具体的計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ごとに立てる
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる)	牧扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登価・運営を行う事業者の募集に認い。条例、規則、運用(要領)等で、 心限扱いをしている場合を含む)を設けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要標)等で、主体規制(特 している場合を含む)を設けているもの	定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いを	-	-	-	-	-	-	-

	国	区分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号	i)	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年3月 制定)	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月28日群馬県条例第93号)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85条) 保育所設置認可に関する審査基準(平成27年4月1日)	: 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号、平成25年1月11日制定)
	乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	3.3㎡/人	2歳未満児1人につき3.3㎡以上	頭と同じ
	0.1歳 児を入 所させ る保育	従うべき基準	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ
	所 医務室、調理室、便所		園と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	「保育に必要な用具」は規定しない		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1,98㎡/人) 歴外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場と現を 入所さきむ。)(3.3㎡/人) 入所させる保 育所	- 供うべき基準	国と同じ	国と同じ 代替地不可	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
	調理室、便所			国と同じ		国と同じ	個と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	園と同じ
		標準	対象外	「保育に必要な用具」は規定しない 対象外	対象外	国と同じ 対象(未適用)	国と同じ 対象(未適用)	国と同じ 対象(未適用)	国と同じ 対象(未適用)
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	 - 満遠線上の幼児に対する食事の提供について、外部搬入 を行う場合でも、できる限り自園で調理したものを提供するよう 努める。 	脚と同じ	国と同じ	題と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ
	保育士の配置(幾低2人配置) 現児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 総定こども圏である保育所の場合) 急度児 短時間 35:1 長時間 20:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ (認定こども圏である保育所の場合)	園と同じ	聞と同じ	風と同じ
/R 7K 0±85	38.元 坂時間 35:1 長時間 30:1 - 優以上児 短時間 35:1 長時間 30:1 1日につき8時間を原則	参酌基準	風と同じ	原則11時間	聞と同じ	3歳児 知時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 国と同じ 国と同じ	保育時間は国と同じ。 関所時間は原則11時間とし地域の実情に応じて施設長が決 定する。	保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則とする
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	園と同じ	園と同じ	風と同じ	脚と同じ	国と同じ	脚と同じ	風と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	園と同じ	国と同じ	顕と同じ	園と同じ	国と同じ	風と同じ
その他	上記以外で定めている基準		災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄、地域住民や他の社 会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、努力義務 として規定。	- 非常災害対策「安全確保、避難方法の計画を定期的に検証 し、見適さなければならない。」 - 人権機関、関する計画 し入所者の人権機関、虐待防止のため必要な体制の整備等に努めなければならない。」	・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携を図るよう努める ・児童の食育に努める	調乳室(0歳児)、沐浴室(0,1歳児)、医務室(2歳以上児)の 設置 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物質の備蓄に努める	特になし	特になし	動と同じ
	7 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要領)等で、主体制限(主体によって異なる	取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	法人格を有する者のみ説可する。	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う来集者の募集時における主体機制 認可保育所の整備・運営を行う事者の募集に際し、条例、規則、選用(受網)等で、 る取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(も している場合を含む)を設けているもの	寺定の主体の優先順位を下げる等、異なる 取扱いを	-	-	-	-	-	-	-

	E	区分	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
集例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成27年7月制定)	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準を定める条例(平成24年12月12日富山県条例第 71号)	成24年12月27日条例第62号)	児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成2 4年12月制定) 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例 施行規則(平成25年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年1 2月制定)	長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平 成24年10月制定) 長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規 則(平成25年3月制定)	岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日制定岐阜県条例90号)
	乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(ただし、既存の保育所(建築中のものを含み、条例 施行後に乳児室の増改築を行う場合を除く。)については国と 同じ)
	0.1歳 児を入 所させ 5 保育	従うべき基準	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊憩室(1,98㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場 2歳以 所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	上見左 入所さ せる保 育所 調理室、便所	従うべき基準	2歳児以上を入所させる保育所に医務室設置を努力義務化。	国と同じ	風と同じ	風と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ
			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
			対象外国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外国と同じ	対象外 国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条 の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	園と同じ	国と同じ	園と同じ	園と同じ	給食の外部搬入における食育に関する計画の公表に努める。	国と同じ	調と同じ
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を 置かないことができる。)		- 鷹託歯科医の配置を努力義務化。	国と同じ	間と同じ	頭と同じ	間と同じ	節と同じ	御と同じ
職員 (省令第33条)	保育士の配置(最低2人配置)	従うべき基準 -							
	乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども関である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	園と同じ	間と同じ	国と同じ	園と同じ	脚と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	節と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	食の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り組むものとする。	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虚待等の禁止等	従うべき基準	「国籍」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害 の有無」を追加。	国と同じ	国と同じ	○人権縮護・虐待防止(努力義務規定)・人権擁護・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	国と同じ	国と同じ	脚と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	脚と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・「非常災害に関する具体的計画」を「当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画」とし、災害ごとの計画を規定した。(省令第6条関係)・暴力回帯の対験を規定・ ・最力回帯の対象を規定・ ・金島の原材料の産地、その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供について規定を設けた。(省令第11条関係)	省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たっての第三者関与の 規定に保育所を追加 暴力団等の排除を規定	・地域の子育でを支援するため、県で実施するマイ保育圏登録事業の取り組みや子育で支援コーティネーターによる子育で支援コーティネーターによる子育で支援ブーティネーターによる子育で支援ブランの中枢を努力ある形化(保育所のから施設が取り出面の実定を義務化・入所者に対する総律防止のための責任者の配置及び職員に対する研修実施を努力義務化・入所者の処遇に関する記録等の文書の保存期間を5年間と規定	の策定、関係機関との連絡体制の整備 〇事故発生時の対応(義務規定) ・事故発生時の関係機関への連絡および必要な措置、事故	非常災害対策について、非常災害の種類に応じた具体的な計画を作成し、定期的に職員に関助すること。 関係機関との連携に努めること。飲料水、食糧、日用品の備蓄及び応急復旧に必要な防災資機材の整備等に努めること。	 ・木材利用の促進(施設の内装等には、木材を利用するよう努めること) ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること) 	・地産地消の推進(提供する食事については、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めること)・保育所が連営規矩で定める重要事項の一つに「苦情に対応するために講する措置に関する事項」を追加
	7 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(褒綱)等で、主体制限(主体によって異なる)	取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の登録・運営を行う事業者の募集所における主体開制 既可保育所の登録・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(受機)等で、 る取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要領)等で、主体規制(や している場合を含む)を設けているもの	寺定の主体の優先順位を下げる等、異なる敗扱いを	-	-	-	-	-	-	-

	国	区分	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月制定)・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月28日制定三重県条例第65号)	遊賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営 に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する 条例(平成24年7月27日京都府条例第38号) 児童福祉法に基づく児童福祉協設の設備等の基準に関する 条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年11月制定)	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の 基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))
	乳児室(1.65㎡/人)		風と同じ	乳児室3.3㎡/人(既存の保育所について、平成28年3月31日までの間、1.55㎡/人とする経過措置有)	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ
	0.1歳 児を入 所させ る保育	従うべき基準	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1,98㎡/人) 歴外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	上現在 七人既古 世名保 育所 調理室、便所	K. 7 · Cas+	圏と同じ	園と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置
		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象(未適用) 国と同じ	対象外 国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	圏と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
能品	保育士、曠託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、類理員を 置かないことができる。)		風と同じ	風と同じ	聞と同じ	調と同じ	園と同じ	園と同じ	施行日において、現に調理員を置いている保育所については 調理員のうちかなくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調 理節の免許を有するものでなければならない。(施行日におい て、現に調理員を置いている保育所については平成3年3月 31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども関である保育所の場合) 3歳児 現時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 -	風と同じ	国と同じ	間と同じ	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、 乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう勢めるこ と。1を規定している。	風と同じ	頭と同じ	園と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	風と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	入所者の人権の譲渡、虐待の防止等のため、責任者を設置 する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研 修の機会を確保する。	国と同じ	風と同じ	間と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・非常災害:災害の種別に応じた計画の作成を義務付け・虚待等の禁止:禁止する行為を具体的に明記	〇非常災害対策 非常災害の具体例を例示、必要な設備の設置、計画の策 策、定期的な訓練の実施を義務規定化、市町村等との連携協 力体制整備を努力義務規定化 〇配録の保存 入所者の処遇に係る記録を5年間保存	非常災害対策 人権の機護、虐待の防止等のための研修の実施	・非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の 社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう 別めること	- 人権研修の実施等に努めること - 最力団員及びその支配の排除 - 子育で支援施展への協力及び子育で支援事業実施に努め - 元者で支援施展への協力及び子育で支援事業実施に努め - 福祉事務所、児童相談所等と連携を図ること	5 特になし	・管理者は暴力団員等でないこと、運営が暴力団等の支配を 受けないことを規定(社会福祉施設共通事項) ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員 への取相外のの周知等の高数行け(児童福祉施設共通事項) ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人 材の育成に努めるよう規定(理事福祉施設共通事項) ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとせい、その結果 の火表に努めるよう規定(理事福祉施設共通事項) ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け(児童福祉施 設共通事項) ・子育て家庭への保育所機能の開放や相談実施を積極的に 行うとされ、競任団体等との連携に努めることを規定(保育 所のみに適用する事項) ・乳切児南に対し、自然や生命の大切さ等について理解を深 あるための環境宇宙・教育に取り組むよう努めることを規定 (保育所のみに適用する事項)
	ア 保育所の認可能における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要網)等で、主体制限(主体によって異なる)	取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	イ 認可信責所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等で、 る取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(も している場合を含む)を設けているもの	寺定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いを	-	-	-	-	-	-	-

	a	区分	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号	·)	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月制定)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第57号) ※平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行	島取集児童福祉施設に関する条例(平成24年12月制定) 島取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年3月 制定)	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年3月27日 島根県条例第18号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を 定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施 行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)
	乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ
	0.1歳 児を入 所させ る保育	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
	医務室、調理室、使所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯堂(1,98㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場 所を含む。)(3.3㎡/人) 上児を	従うべき基準	国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	上児を 入所さ 性も保 育所 調理室、便所		国と同じ	国と同じ	園と同じ	間と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ
}		参酌基準	国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
The state of the s	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ		対象外国と同じ	対象外国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条 の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を 置かないことができる。)		頭と同じ	頭と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士の配置(景低2人配置)	従うべき基準							
	第月23:1 1-2歳児6:1 3歳(R20:1 4歳以上児30:1 (認定こども圏である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	脚と同じ	園と同じ	園と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	顕と同じ	国と同じ	顕と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		〇居室等の安全性の確保 〇非常災害時における備蓄用非常食等の確保 〇キャリアパスの整備 〇サービス提供の状況、質の評価及び改善等に関する県へ の報告 〇大材利用の推進 〇食べる意欲を高める食事の提供	人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員の 配置	児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知 すること。また。足期的に外部の者による評価を行い、その結 要を公表するよう努めること。 に関いいのある見効児が入所している場合は、その者の博かいの状態を指導するように、家庭及び関係機関との連携を 思りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。 ・保護者及び域性主反の通りな選手及が判断に資するよう。 情報提供を行うとともに、情報開示の規矩を設ける等の要な 措置を護すること。 ・非常災害時の行戦の収集、連絡体制、避難等に関する長か が北計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者 及び職員に周知し、定期的に削減を行うこと。 ・投職者は、第カロ又は暴力の員を密接な関係を行れな にと。また、暴力回又は暴力の員を密接な関係を行れな にと。また、暴力回又は暴力の員を密接な関係を行れな にと、また、基内回又は暴力の長を密接な関係を行れな にと、また、基内の以降の対策を表れた農林水産物及び加工品 を対に当該農林水産物を材料として県外水産物及び加工品 を利用するよう努めること。など	特になし	特になし	特になし	・防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急 時の安全確保のための体制整備等を上乗せ
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要領)等で、主体制限(主体によって異なる)	歌扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集論門における主体接続 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等で、 る取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(や している場合を含む)を設けているもの	寺定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いを	-	-	-	-	-	-	-

		Ξ	区分	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
条例名等	児童福祉	独施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号	·)	児童福祉法施行条例(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(平成12年3月28日徳島県条例第19号)	番川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年10月制定)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年10月) 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例能行規則(平成25年3月)	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成25年1月制定)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年10月制定)	佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例(平成24年3月制 定)	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)
		乳児室(1.65㎡/人)		乳児室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをしないも のを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	ほふくしない子(1.65㎡/人)
	O、1歳 児を入 所させ る保育	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	ほふく室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをするものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	聞と同じ	風と同じ	国と同じ	園と同じ	ほふくする子 (3.3㎡/人)
	所	医務室、調理室、使所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上別を 入る と を で で で で で で で の で の で の の の の の の の の	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	風と同じ	風と同じ	風と同じ	園と同じ	国と同じ	顕と同じ	風と同じ
	1 1	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
			参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
			参酌基準		対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条	一定の要	要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 省令第33条)	保育士、『置かない	・曠託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を いことができる。)	従うべき基準	顕と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児を入所させる保育所は、保健師または看護師を配置する よう努める	機託歯科医の配置(努力義務)・乳児を受入れる場合の看護 師の配置(努力義務)
	乳児3:1 (認定こと 3歳児 気	の配置(最低2人配置) 1 1・2歳現6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ども間である(2月所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 児 短時間 35:1 長時間 30:1		風と同じ	国と同じ	風と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき)き8時間を原則	参酌基準	国と同じ基準とした上で、保育所は、保護者の労働時間等を考慮し、保育時間の延長等の方法により、保育環境の向上に努めるように規定。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	顕と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	1日につき8時間以上11時間以下を原則
保育の内容(省令第35条)	養護及びは、厚生	び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	風と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱	級の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	聞と同じ	間と同じ	節と同じ	国と同じ	国と同じ	頭と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	調理(調乳)を行う職員の検便の実施義務。	衛生管理・入所者の健康診断は国と同じ 職員の健康診断については年1回の定期健康診断と臨時の 健康診断及び調理従事者の月1回以上の検使の実施を明記
その他	上記以外	外で定めている基準		- 環境を大切にする心の育成に努めるように規定。 - 現幼児の保護者に対して必要な援助又は指導を行う場合に は、個人情報、配慮した適切な環境で行うように努めるように 規定。 - 地域の住民に対し、保育に関する情報を広く提供することに より、地域における子育で支援の拠点としての役割を果たすよ う努めるように規定。	改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省 令の特例に関する措置を定める省令第1条に定める基準を	·非常災害対策	(児童福祉施設共通の規定) ・災害への対応(防災対策マニュアルの策定と必要に応じた見 重しの実施等) ・地産地局の努力義務 ・暴力団の排除	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を限与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止力対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力 義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等)を可認及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	う努める(努力義務) ③際書のある引効児の保育について、個々の状況把握並び に家庭及び関係機関に連携したうえで行う義務 名加事が利用者に対し、保育所の名称及び保育内容等を周 知する義務 5施設の管理者や施設経営に実質的に関与するものは暴力 団員等であってはならない、(暴力団員等の排除規定) 6非常災害対策に係る(努力)義務 -消火設備等の設置(義務) ・機器や資産機材の配備等(努力義務) ・施設の立地環境等に応じて、防災計画を策定し、関係機関 の済報・連絡を終予を機し、実期的に職員等に周知(義務)	の災害」に関する具体的計画を作成すること ・職員に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修 の実施に努めること ・食育の推進を図ること ・特別な配慮を必要とする子どもへの支援にあたって、個別の 指導計画などの作成及び活用すること ・小学校との連携を図ること
	ア 保育所 保育所の	所の認可時における主体規制 の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる!	取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	認可保育	東南所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 開所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(豪備)等で、 としている場合を含む)を設けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-	-	-
	ウ公立保	深育所の指定管理者の募集時における主体規制 育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(料 着を含金)を受けているもの	寺定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いを	-	-	-	-	-	-	-

		3	区分	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
条例名等	児童福祉	北施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成2 4年版本県条例第75号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月17日条例第60号) 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施 行規則(平成24年12月17日規則第50号)	歴児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第50号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
		乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ	3.3㎡/人
	0、1歳 児を入 所させ る保育	ほふく蹇(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ
	所	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
EXHIBITION OF THE PROPERTY OF		保育室又は遊戲室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上児を 入所さ せる保	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	代替地不可	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	ļ	調理室、使所		国と同じ		園と同じ		国と同じ
}			参酌基準 標準	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外
			参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要	作を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力養務でなく義務化	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、『置かない	嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を ことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	乳児3:1 (認定こと 3歳児 知	配置(最低2人配置) 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ども國である保育所の場合) 図時間 35:1 長時間 20:1 児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき	き8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び は、厚生:	・教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱	2の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理	B、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	圏と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外	rで定めている基準		(児童福祉施設共通独自基準) 利用者が地域住民と文章できる機会の確保を努力義務化 ・非常文書時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮 を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行う際に県内で生産された無林水産物及びこれらを県内で加工したものの使用を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 (保育所独自基金) ・開かいを育っるなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の態格ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	児童福祉施設は、非常災害時に県や市町村が実施する社会 的弱者等の要援護者に係る防災対策に協力するよう努めるも のとする。	非常災害対策について、国の基準者令に加え、①非常災害に 対処するための具体的計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであること②具体的計画の概要の掲示、③地域の自主訴災組織及び延縮住民との連携協力体制の整備に 努めること、を規定している。	特になし
	ア 保育所 保育所の	の認可時における主体規制 認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる)	数扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	法人格を有する者のみ認可する。	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者 の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保 認可保育 る取扱いを	:育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要領)等で、 している場合を含む)を投けているもの	主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異な	-	-	-	-	-
	公立保育	(育所の指定管理者の募集時における主体限制 所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等で、主体規制(特合を含む)を設けているもの	宇定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いを	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

		B	区分	北海道礼模市	宫城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市	神奈川県川崎市	神奈川県相模原市	新潟県新潟市	静岡県静岡市
例名等	児童福祉	施設の設備及び運営に関する基準(昭和22年序:	主省令第63号)	札頓布児童福祉法施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制 定)	さいたまか児童指征施設の段機及び運営の基準に関する 条例(平成24年12月検定) ないたまか原知保育所設置が可等実施要領(平成24年3月 ないたまか原知保育所設置が可等実施要網に関する取扱 関係(平成24年3月検定) では、大阪の保育所設備を設備のデリセ(平成21年1月)	千萬市児童福祉施設の股債及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年12月19日制定 条例第80号)	標浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月制度)	川崎市児童福祉施設の収儀及び運営の基準に関する条例 (平成2年12月制定) 保育所登録法、無要項目、ESC化、公有地貨付包、民有地 億上型、既存建築物の改修型	指模原用児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年指模原用条例第75号)	新潟市児童報祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (24年12月制定)	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平) 24年3月制定)
	0.1#	見完室(1.65ml/人)		0-1歳児3.3㎡/人	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	○歳児5.0㎡/人(市長が適当と認めるときは○歳児3.3㎡/人)、1 歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3mi	3.3ml/人	3.3ml/人	割と同じ	限と同じ
	児を入 所させ る保育 所	まふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	O歳児5.0㎡/人(市長が適当と認めるときはO歳児3.3㎡/人)、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	間と同じ
	ā	· 務室、調理室、便所	1	国と同じ	国と同じ	医務室、調理室、使所、調乳室、沐浴室	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室、調理室、使所に加えて、調乳室、沐浴室を必置	国と同じ	国と同じ
	6	発育に必要な用具	步酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
段備の基準(省令第32条)	2歳に	音育室又は遊戯室 (1.98㎡/人)		国と同じ	遊戯室を必覆とする(ただし、市長が特に認める場合は不 要)	国と同じ	保育室及び遊戯室を限ける。(定員60人未満の保育所に限 り、遊戯室の設置は任意。) 使育室のA19回が人(協当問置として、既存保育所につ いて、特徳児室解別に資すると認められる場合に限り、当分 の間、遊鉱室を保育室として利用できる。)	関と同じ	聞と同じ	国と同じ	関と同じ	個と同じ
	上児を 入所さ せる保 育所	世外遊戯場(保育所の付近にある歴外遊戯場に 元わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋 外遊戯場に代わるべき場所を含む		市長が認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊 戯場に代わるべき場所を含む	2 定員60人未満の保育所にあっては、保育所の付近にある 歴外遊戯場に代わるべき場所を含む	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にあるB 外遊戯場に代わるべき場所を含む	間と同じ	歴外遊戯場を設けることが困難な場合であって、市長が特 に認める場合にあっては、保育所の付近にある歴外遊戯場 に代わるべき場所を含む	国と同じ	間と同じ
	8	可理室、使所		関と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ
	f	東育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働	大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	对象外	刘象外	対象(本適用)	対象外	対象(本適用)	対象(本適用)	対象外	対象外	刘泰外
	保育室等	に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
発情の基準の特例(省令 第32条の2)	一定の要 部搬入可	件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園課理)	際と同じ	食事の外部搬入規定なし(自團調理)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する給食の外部 搬入は可能であるが、実施にあたり市長への事前協議を裏 務付け。	脚と同じ	調と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理のみ)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	脚と同じ
	保育士、場合、調理員	異託医、誤理員(※誤理業務の全部を委託する場 員を置かないことができる。)		調理業務の全部を委託する施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができ る。	音 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	条例:国と同じ 募集要項:看接頭、栄養士の配置	国と同じ	電託曲料医の配置(義務規定)、乳児を入所させる保育所の 保健師、看護師又は准署護師の配置(努力規定)	国と同じ
		配置(最低2人配置) 1-2歳76:1 3歳720:1 4歳以上児30:1 1-2歳76:1 3歳720:1 4歳間2-36年前の場合) 時間 35:1 長時間 20:1 2 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	限と同じ	国と同じ	1-2歳児 5:1 (経過措置として、既存の保育所について、やむを得ない事情かあると市長が認める場合に限り、当分の間、1-2歳児を6:1とできる。)	圏と同じ 注)民間保育所については模浜市民間保育所設置認可等 要綱により上乗せあり。1歳児 4:1 2歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児以上 24:1	条例:国と同じ 募集要項:条例の基準に加え、体部休息保育士(条例の基準の 保育士数÷4人、小数点1位を切上げ)、年休代替保育士(各施設 1人)すること。	国と同じ	1歳児 3:1	脚と同じ
R育時間 省令第34条)	1日につき	8時間を原則	步酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	条例:国と同じ 募集要項:11時間開所とその後の2時間延長保育	国と同じ	国と同じ	国と同じ
深育の内容(省令第35条) 平等取扱の原則(省令第9 を)等		には、は上が前外間が近のも間別に成り	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	圏と同じ	国と同じ	国と同じ	限と同じ
			i	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ	「性別」「障がいの有無」を追加	国と同じ
生管理(金令第10条)等		入所者・職員の健康診断等 で定めている基準	参酌基準	部上向し 物になし	國と前に 特になし	限と同じ 特になし	東上州に 地景大の州の京楽以客に構え、地路利用者のため、物質の 情報に必要な情報で選ずらよう別かも。	原上明じ 様浜布容社サービス第三者評価の共審など		暴力団排除規定	版本図、 中央実質(他の)関係 特別者の一角大線 中央、第一人の一角大線 中央、第一人の一角大線 中央、第一人の一角大線 中央、第一人の一角大線 中央、第一人の一角大線 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	特になし
	ア 保育所の 保育所の8 る場合を含む	D原可納における主体規制 8円に取い。名明、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体) D)を設けているもの	によって異なる取扱いをしてい	-	-	社会福祉法人以外の法人(対保護院と認定ことも高を構成する保育所 を整備する中校法人を除くについては、原可保育所の選素機能と年 既以上あり、自由体帯による指導を至の機構を選し対して選切に対応 しているなど、保育所選款に提供な異核があること。	-	-	連入柄を有する者のみ部写する。	進人機を有する者のみ認可する。	-	-
7可保育所の整備・運営を担う 集者の募集等に係る状況(分 ()	イ 認可保育 認可保育所 の主体の優	目所の整備・運営を行う事業者の基集時における支援規制 の影響・運営を行う事業者の基本に配し、各別、規制・運 が出出さってある。異なる数据・セしている場合をおりと	用(要額)等で、主体制限(特定 設けでいるもの	でルフでは最近の国際を開催した著名の日本にかた。では、別人の を含する日本では、日本部組ましまれたことでは、国際国際に を含まる日本には、日本の組織、国内で自然の必定から のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 フェンマンキにより選出した機能がある場合にあった。 フェンマンキにより選出した機能がある場合にあった。	の物地を活成した超河南京の影響を行う事業の必要を行う場合な は、公立南京市の研究では「地」の影響作用の選出を分子事業の必要 を行う場合において、性質報程点人に混る。	安心ことも進金のから専用所反急性機事業の活用を削減人と事業を の場合では、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	原拠としてすべての返集について、法人物を有する者に関る。	心を地と温期に上部円度前所の増催を行う事業者の指導を行う場合。 は機能量とよりが発出能力に必要が認めないが正常。 が表現したが生活性というできまった。 は他性はようかと注意。 は他性はようかと注意。 により、は他性はようかと注意。 により、これがようかとなった。 に対す場所、自然やの経度質用及其純具質用を達置している これを存むたり、	でしても基金の温度を創設した事業者の事業を行う場合、法人所 有する者にある。温度が有事機能のも理論する点人については、1年 にも来る意思、上記で質用の意識を行う業者の基準を行う場合。 にも来る意思、上記で質用の意識を行う業者の基準を行う場合。 では実際の方面が、上記を質用の透音を行う業者の基準が行う場合。 では実際の方面が、上記を質用の透音を対象をある。 では、上記を受ける。 には、上記を記した。の様性能と、の様性的人に思うが希望 とは、上記を受ける。	施設の創設の場合、社会報送法人、学校法人等に要ふ の考慮を活用し、結束保証の企業を行う事業をの選集を行う場合、 化者報送法人、学校法人に選合。	-	-
	ウ 公立保育 公立保育所 先頃位を下(育所の指定管理者の募集時における主体規制 所の指定管理者の募集に関し、条例、規則、適用(要順)等 げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けている。	で、主体規制(特定の主体の優)の	-	-	-	-	-	団体であること(法人権の有難は関わない)。 定員60名以上の認可保育所を1年以上遭遇していること	-	-	-

	1		区分	静岡県浜松市	愛知県名古屋市	京都府京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市	岡山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市
条例名等	見重福祉施設の設備及び連営に関する	る基準(昭和23年厚生	富令第63号)	浜松市児童福祉技施行条例(平成24年3月23日制定)	名古屋市児童福祉性股の股債及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定、平成27年4月最終改正) 名名屋(作業所設置認可の基準等に関する要額(平成27 年4月改正)	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、投機及び 運営の基準等に関する条例(平成20年4月制定)	大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(中級24年3月30日制定) 大阪市児育所設置返司等要額(平成26年3月制定) 大阪市児育所設置返司等要額(平成26年3月制定)	専市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月14日制定 条例第69号)	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める 発制 (平成25年3月制定)	岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例で成24年12月20日制定) 間山市筋可保育所整備運営事業者募集要項(平成20年4 月)	広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成24年12月18日 制定)	北九州市売票福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)
	乳児室(1.65m/人)			国と同じ	3.3ml/人	副と同じ	O歳児5.0ml/人、1歳児3.3ml/人	副と同じ	脳と同じ	脚と同じ	3.3ml/人	3.3ml/人
	Bを入 所させ 5保育 IEふ〈室(3.3㎡/人) 所					国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	調と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所 保育に必要な用具			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保育室又は遊戲室(1.98ml/人					瀬と同じ	本と同じ	園と同じ		職と同じ	面と同じ	限と同じ
	版36 人所さ と現を と現を を を 作力 を はる保 代わるべき場所を含む。)(3.38	-ある屋外遊戯場に 3ml/人)	そうべき基準	国と同じ	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋 外遊戯場に代わるべき場所を含む	国と同じ	国と同じ	国と同じ	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある歴 外遊戯場に代わるべき場所を含む	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、使所					国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	調と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具		₱酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
ı	厚生労働大臣の指定地域における居室	室面積の特例 お	8/8	対象外	対象外	対象外	平成32年3月31日までの間に限り、乳児奎、ほふく室及び保育室1.65㎡/人	対象外	対象外	刘泰外	对象外	对象外
	呆育室等に関する耐火上の基準		b 酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令 第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児! 部搬入可	に対する食事の外	▶酌基準	国と同じ	国と同じ	限と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	顕と同じ	限と同じ	間と同じ	関と同じ
	保育士、嘱託医、顕理員(※誤理業務の 合、誘理員を置かないことができる。)	の全部を委託する場		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(領理員のうち1人以上は、栄養士たる領理員又は 領理師免許を有する領理員とする。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士の配置(最低2人配置) 礼児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1・ 認定こども関である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 歳以上児 短時間 35:1 長時間 30	4歳以上児30:1 (0:1	そうべき基準	国と同じ	国と同じ	1歳児5:1 3歳児15:1 4歳児20:1 5歳児25:1	国と同じ	国と同じ	国に加えて、1人以上の保育士を配置	国と同じ	国と同じ	1歳死 5:1 それ以外については、国と同じ
保育時間 (省令第34条)	日につき8時間を原則	1	沙豹基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(ただし、11時間とするよう指導)	国と同じ
	を護及び教育を一体的に行うことをその Pについては、厚生労働大臣が定める	の特性とし、その内 5指針に従う。	そうべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	圏と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	6	そうべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	新生管理、入所者・職員の健康診断等		沙豹基准	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準			熱になし	・なごや子ども最初の理念の追加 ・労正記と7単級別点の開産の提出 ・労工記と7単級別点の開催・模型 ・構造の保証・管理・模型 ・機関の保証・管理・模型 ・機関の対象を模型	・人様の機能点が虐待の死止 ・技能主体及び施収等等への最力回のは録 ・地震に対する安全性の連絡(制度差等を満たす建物での 様核の決定)	Mictal.	M-CCL	保育所の表及び設置主体から集力回長等を排除	・増加限長の建築・手様など走出版へ記録者・非常別度 対策の次集・4番がは、芝産の資料機能、最特別上参の 同節をおしてと明記・事業教生持の高切かっ造品な対 記	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「基力回員等の排除」について規定
	P 保育所の原列時における主体規制 保育所の原列に際に、各利、規制、連用(要額 場合を含む)を使けているもの	頃)等で、主体制限(主体に。	まって異なる取扱いをしてい	-	法人務を有する者のみ提可する。 一般が国法人、公益材団法人、一般社団法人、公益材団法人、学校法人、 、京都法人、持定党村国教法人等については、裁可に勤、税害的 、京都法人、持定党村国教会人等市場、進行委員会の改正、近 社会の公司を受ける。 「本の公司を持ち、日本の公司を 、 「本の公司と 「本の公司と 「本の公司	-	進人感を有する者のみ認可する。	法人都を有する者のみ認可する。	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う 事業者の選集等に係る状況(分 類)	「 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集 之情が優先網路を予ける等、責任も物飲、そ	等集時における主体規制 制に際に、条例、規則、運用 をしている場合を含む)を按	(要類)等で、主体制限(特定 けているもの	○全成百年の注意化に際。 高級成百年の逆変を担う事業者の直集を 行う場象、例がになべ、大意電社出土力の信頼市の速度素成立7年 による作子者に認む。	○企業目前の民間等等の公易においては、目前、公易時において前に 今年上は、のかにおいて間が目前を登録している社会報目よれて 今年上に、のかにおいては同じませません。 本の知識を含めまた。 は一般を対象を対象となった。 、対象とは他のはない、中心は、日本本十学社区よの発性温化 、人の急性間からに過去する。	-	の企業等の内容な一個。、当時有所の選択を担う事業をの募集を の事務。上級を生する他、職人 のでは、日本のでは、日本のでは、日本のの募集で行う場合及び、自立 地域を削減とした事業の募集で行う場合。点人他を有する者に関る。	安心上に基金の温度を開発した事業市の基集を行う場合及び、企 度等市の運動など。第、最後有事の企業を使う事業の募集を行う 報告、およっ世をする他に限る。	第一項目前の登場・運営を行う事業市の募集に対いて、法人の分析象 しない。 しない。 なら、なっな世界の世界とは一部、 条数音音の運営を必り事業市の 募集と行う場合、性点階組出人の分解れ、ている。	-	公地社会工工、担当保証期の管理を行う事業の基準を行う場合。 住宅経過点人など時代人のお前式で、 は必要組入人など時代人のお前式で、 とは前的のが表して、地名を用の企業を包含事業をの基準 する。 そのようなでは、その内では行う表面を重要して、これを発生さんのから終 する。	据可模面所の要素・運営を行う事業者の基単に於って、法人のみ対象 としている。
	2 公立保育所の指定管理者の募集等における公立保育所の指定管理者の募集に際し、条令 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条令 と現位を下げる等、異なる取扱いをしている場合	ける主体規制 例、規則、運用(要額)等で、 場合を含む)を設けているもの	主体規制(特定の主体の接)	-	-	-	-	-	-	-	-	「法人、その他の団体であること(個人による応募は不可)」としている。

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生

		E	区分	福岡県福岡市	熊本県熊本市	
条例名等	児童福	祉施設の股債及び運営に関する基準 (昭和23年厚ら	主省令第63号)	福岡市児童福祉機段の股機及び運営の基準を定める条例 (平成24年12月制定)	経本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年12月制定)	
		乳児童(1.65㎡/人)		3.3ml/人	O歳売495㎡/人、1歳児3.3㎡/人	
	0、1歳 児をせ 所保育	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	O歳児4.95㎡/人	
		医病室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	步酌基準	国と同じ	国と同じ	
股備の基準(省令第32条)		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	
	2歳以 上別を 入所を 対る所 で	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に 代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	「保育所の建物と同一数地内又はこれに隣接する数地内 あるもの(公園等を除く。)に限る」と規定。	
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具		步酌基準	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	
	保育室	等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
股備の基準の特例(省令 第32条の2)	一定の部搬入	要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外 可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自團調理)	滿3歳以上の幼児に対する食事の提供について、保育所以 外で顕現し扱うする方法により行う付約拠入り場合は、判 切児の発育及び免達の過程に応じて食に関し配慮すべき事 項を定めた食育に関する計論に基づき食事を提供するよう 裏務付けた。	
	保育士。合、調明	、嘱託医、誤理員(※誤理業務の全部を委託する場 異員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士の配置(表低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児の:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども間である保育所の場合) 3歳児 知時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 知時間 35:1 長時間 30:1		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1865	つき8時間を原則	步酌基準	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及:	び敬育を一体的に行うことをその特性とし、その内 いては、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取	扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
新生管理(省令第10条)等	衛生管	理、入所者・職員の健康診断等	步酌基準	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以	外で定めている基準		定意構成施設を選客する見るびその情義は、福間内能力 団部等を称すでは27年間の表布を認めるが認定を20年に関 する最小的展文な可能を19年で成分であって同じない。 最小的表と世紀の概念を有するものであってはららかい。	暴力団具等の排除理定を明記	
	ア 保育! 保育所 る場合を	所の原可時における主体機制 の原可は高し、条例、原則、逐周(要領)等で、主体制限(主体) をおりと扱けているもの	によって異なる取扱いをしてい	-	-	
認可保育所の整備・運営を担う 事業者の募集等に係る状況(分 限)	イ 認可保 認可保 の主体の	深南所の極端・温度を行う事業者の募集時における主体類制 南部の整備・運度を行う事業者の募集・率に、条件、規則、選 優大網位を下げる等、質なる取扱、そしている場合を含む)を	用(要編)等で、主体制限(特定 投けでいるもの	かた日本の元素シー思し、私給日本の必要を何う多条者の基金を 行う場合、社会報知は人文化学校及人に関も、	でくしても基金及び保育所等等機関付け金の活用を削裂とした事業者の 基金を行う場合など、公司官権の占ませて出版。自然管理の合意 を担当し、公司官権の上面を行っている。 総理点人や学校点人等の場合に面合を行っている。	
	ウ 公立 公立保 先頭位を	保育所の指定管理者の募集時における主体規制 育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要額)等 下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けている(で、主体規制(特定の主体の優 もの	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生

	3	区分	北海道旭川市	北海道函館市	青森県青森市	岩手県盛岡市	秋田県秋田市	福島県郡山市	福島県いわき市
刚名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生	省令第63号)	旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月26日)制定	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定め る条例 (平成25年3月25日条例第22号)) 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月25日条例第74号)		秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定め る条例(平成24年12月制定)	か 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定)	5 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平 24年12月27日制定)
	乳児室(1.65㎡/人)		33㎡/人	・国と同じ ・乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1 歳児3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	3.3㎡/人	国と同じ	3.3㎡/人	乳児室(1.65㎡/人) ※ただし、新設等については3.3㎡/ノ
	0.1歳 児を入 所させ る保育	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児受入施設には調乳室を必置	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
の基準(省令第32条)	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上児を 入所さ わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人) でる保 育所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	代替地不可	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を設けること 3歳未満児受入施設には沐浴室を必置(追加)	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
		参酌基準		国と同じ	国と同じ対象外	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		標準 参酌基準		対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外国と同じ	国と同じ	対象外	対象外国と同じ
¢備の基準の特例(省令第32 ○の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部 搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
4頁	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	606 Z _ o = to = to = con	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児を入所させる保育所にあっては、保健師又は看護師を 置するよう努める。	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場 記合、調理員を置かないことができる。) に加え、乳児を入所させる保育所での保健師、看護師又! 看護師配置の努力規定
	保育士の配置(最低2人配置) 現児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
育時間 省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
等取扱の原則(省令第9)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
での他	上記以外で定めている基準		特になし	・非常災害対策 ・事故発生時の対応	特になし	特になし	特になし	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	: 非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関 機関との連携
	ア 保育所の認可等における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、連用(要綱)等で、主体制限(主体 場合を含む)を設けているもの	によって異なる取扱いをしている	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。社会福祉法人以外には、会計処理において拠点区分を設けるなど、社会福祉法人同様の条件を付して認可する	[A]	-
可保育所の整備・運営を担う事 者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運 の主体の使先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を	用(要綱)等で、主体制限(特定 股けているもの	安心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合。国の要 順に規定される補助対象となる法人格を有する者のみに思り、市内の認 何保育所を連宮し、既存施設の増改集を予定する者のみとする。	-	-	・岩手県内に法人本部がある社会福祉法人、学校法人または公益財団 法人であること。 ・岩手県内において、認可保育所または幼保達携型認定こども圏を役置 運営している実績があること。	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、遵用(要綱)等 条照位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているも	で、主体規制(特定の主体の優	-	-	-	-	-	-	-

		a	区分	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	群馬県高崎市	埼玉県川越市	埼玉県越谷市	千葉県船橋市	千葉県柏市
条例名等	児童福	a祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生・	省令第63号)	宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)	前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成25年4月1日制定)	高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月21日条例第39号)	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月21日 条例第53号)	総容市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年12月制定) 総容市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例能行規則(平成27年3月制定) 越谷市保育所認可・確認に関する基準(平成27年7月)	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月28日制定) 熱橋市児童福祉施設の設備変び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月13日制定) 平成27年度船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集要 項	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年12月26日制定)
		乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	O歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	乳児室4.95㎡/人 ※特例措置により当面の間、3.3㎡/人	3.3㎡/人
	0、1歳 児を入 所なせ る保育	はこ/穴(22㎡/1)	従うべき基準	国と同じ	園と同じ	国と同じ	0歲児5.0㎡/人	園と同じ	乳児室4.95㎡/人 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ
	171	医務室、調理室、便所				国と同じ		医務室、調理室、便所のほか、沐浴室を必置。乳児を受け入れる施設にあっては調乳室も必置。		国と同じ
設備の基準(省令第32条)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	参酌基準		国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ 保育室及び遊戯室3.0㎡/人 ※保育室及び遊戯室を合算した面積 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ 国と同じ。ただし、保育室の設置は、遊戯室の設置に優先するもの。
	2歳以 上児を 入る と で と で で の に の に の に の に の に の の の の の の の の	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋 外遊戯場に代わるべき場所を含む	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所				国と同じ	INCIPUTE TO THE PROPERTY OF TH	いても医療差を必慮		国と同じ
	E + W		参酌基準 標準	国と同じ対象外	国と同じ対象外	国と同じ対象外	国と同じ対象外	国と同じ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	国と同じ対象外
			参酌基準		国と同じ	国と同じ		対象外国と同じ		対象が国と同じ
設備の基準の特例(省令第32 条の2)	2 一定の 搬入可)要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部 「	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ。但し、『保育所は、前項の規定により当該保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合においても、当該保育所外で調理したものを提供するように努めなければならない。』という基準を追加	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		:、嘱託医、調理員(※額理業務の全部を委託する場理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	乳児3: (認定こ 3歳児	:の配置(最低2人配置) :1 1・2歳現6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 こども固である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につ	つき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及る	なび教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 では、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取	2扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	平等取扱の原則に、『性別』の基準を追加	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理	F理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以	リ外で定めている基準		児童福祉施設と非常災害対策(省令第6条)について 非常 災害に対する具体的計画の策定に加え、親員や利用者への 周知と連絡体制の登儀、訓練の結果を踏まえた計画内容の 核能と見直しについて規定	地域の連携強化、食育の強化、自園調理の推進(3歳以上の 外搬はしないように)	(省令第6条関係)『児童福祉施設は、非常時における協力体制を確保するため、地域住民等との連携を図るよう努めなければならない。』という基準を追加	特になし	・設置者等からの暴力団排除 ・事故防止及び跡和に関する措置(努力義務) ・災害物変の備蓄(努力義務) ・災害物変の備蓄(努力義務) ・市地域防炎計画に基づく関係機関との連携協力(努力義務) ・経算所による子育で支援(努力義務) ・駐車場の健保	特になし	特になし
	保育所	背所の認可時における主体規制 肝の認可に際し、条例、規則、連用(要綱)等で、主体制限(主体: 合む)を設けているもの	によって異なる取扱いをしている	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	法人格を考する者のみ認可する。社会福祉法人又は学校法人以外の 法人が設置者となる場合は、認可に際し、経済的基礎、役員の社会的 信室、施設長の保育経験、建富委員会の設置、適正な財務内容等を必 要とする。	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事 業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保 認可保 の主体の	「保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 長育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、選手 の後を順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)をき	用(要綱)等で、主体制限(特定 設けているもの	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福 祖法人のみ採択する。	-	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び地 方公共団体発育の構造主义付金の活用を前提とした事業者の募集を 行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人第1に社会福祉法人政立于変の者を参わり、公益社団法人又 は公益財団法人であって、租役公園の運動がない。暴力団との関係が ないなどの条件を満たしている者のみ提択する。	法人格を有する者を応募の対象としている。	-
	ウ 公立 公立保 先順位を	2保育所の指定管理者の募集時における主体規制 終育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、適用(褒綱)等で を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているも	で、主体規制(特定の主体の優 らの	-	-	-	-	-	-	-

		3	区分	東京都八王子市	神奈川県横須賀市	富山県富山市	石川県金沢市	長野県長野市	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市
条例名等	児童福祉施	一 設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生・							・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	9 1	児室(1.65㎡/人)		3.3m ⁱ /A	国と同じ	国と同じ	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人) 経過措置(全面的な改築等をするまでは乳児室の面積1.65
	0、1歳 児を入		従うべき基準		国と同じ	国と同じ		国と同じ		前
	所させる保育 所 医利	務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保1	育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)		育室又は遊戯室 (1.98㎡/人)			国と同じ	国と同じ	2歳以上児、保育室及び遊戯室がそれぞれ2.0m ² /人	国と同じ		国と同じ
	2歳以 上児を 入所さ せる保 育所	外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代 るべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		理室、便所				国と同じ		国と同じ		国と同じ
			参酌基準 標準		国と同じ対象外	国と同じ対象外		国と同じ		国と同じ対象外
	L		参酌基準		国と同じ	国と同じ		国と同じ		国と同じ
設備の基準の特例(省令第32 条の2)	一定の要件: 搬入可	を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事は自園調理のみ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員	保育士、嘱託 合、調理員を	託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場 を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	乳児3:1 1 (認定こども) 3歳児 短時	置(最低2人配置) 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 園である保育所の場合) 特問 35:1 長時間 20:1 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	3歳児 15:1 4歳以上児 27:1	乳児 257:1、1歳児 45:1、2歳児 52:1、3歳児 18:1、4歳児以上 27:1	国と同じ	1歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児25:1	国と同じ	駆と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8	時間を原則	参酌基準	保育時間は国と同じ。開所時間は原則として11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	養護及び教については、	育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取扱の	原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、万	入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で	定めている基準		子育て支援事業の実施 虐待防止研修等の義務付け 障害者雇用の推進 簡害者就労施股等からの優先調達への協力 非常災害対策の強化 観責責質向上のための研修の充実	特になし	・苦情処理の公平性及び透明性を確保する観点から、児童福 拡施設の入所者等からの苦情の解決にあたり、第三者の関 与を義務付ける。 ・墨力団員、または法人その他の団体でその役員が暴力団 員であるものは、児童福祉施設を設置できないこと。事業活 動が暴力団員の支配を受けないことを規定。	特になし	-他の児童福祉施設等に対して、入所者等の情報を提供する ときの文書による同意 -事故発生時の対応	古用への対心	非常災害対策(具体的な災害の例示、他の施設との協力体制の整備) 暴力団の排除(法人の役員、施設長)
	ア 保育所の認 保育所の認 場合を含む)を	窓可時における主体規制 可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体に 建設けているもの	こよって異なる取扱いをしている	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事 業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所 認可保育所の の主体の優先	所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、選別 環位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を変	用(要綱)等で、主体制限(特定 投けているもの	安心子ども基金の「保育所聚念整備事業」(または保育所等整備交付 金)の活用を削速とする場合は、当該補助制度の補助対象者を応募の 対象としている。	-	公有地を活用した保育所(公立保育所の移管)については、募集要項に おいて社会福祉法人又は既に市内で保育所などの児童福祉施設を選 営している法人に限る。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を 行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	字心ことも基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人、学校法人、幼保運機型認定ことも適を構成する幼稚園及び保育 所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設 整備を行う場合に限る。)、日本新十学社、公益社団法人、公益財団法 人、特例社団法人又は特別財団法人に限定)。	-
	ウ 公立保育所 公立保育所 先順位を下げ	所の指定管理者の募集時における主体規制 の指定管理者の募集に際し、条例、規則、選用(要綱)等る る等、異なる取扱いをしている場合を含む)を使けているも	で、主体規制(特定の主体の優 の	認可保育所、認定こども園及び認証保育所等の事業実績を有する者に 限る。	-	-	-	-	-	-

		3	区分	愛知県豊田市	愛知県岡崎市	滋賀県大津市	大阪府高槻市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市	大阪府枚方市
条例名等	児童福祉施	一 5設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生1					高級市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定)		豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月21日制定)	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年4月1日制定) 対方市児電池41施9の機構及び運営に関する基準を定める
	乳	児室(1.65㎡/人)		乳児室(3. 3㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	O、1歳 児をみ 所させ る保	:ふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	医	務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
1	保	育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)	保	育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上児を 入所さ せる 育所	外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代 るべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	調	理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
1			参酌基準 標準			国と同じ対象外		国と同じ 対象外		国と同じ 対象外
			参酌基準			対象が国と同じ		対象が国と同じ		対象が国と同じ
設備の基準の特例(省令第32 条の2)	2 一定の要件 搬入可	・を滿たす場合、3歳以上児に対する食事の外部	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職 昌	保育士、嘱言合、調理員	託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場 を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	乳児3:1 1 (認定こども 3歳児 短明	語(長低2人配置) 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 間である保育所の場合) 時間 35:1 長時間 20:1 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1-2歳5:1 3歳15:1 4歳28:1	1歳児4:1 2歳児5:1 3歳児18:1	1-2歳児5:1	国と同じ	1歳児 5:1	1歳児5:1 (認定ことも圏である保育所の場合) 3歳児 短時間 25:1	1歳児 5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8	3時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	養護及び教については、	(育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取扱の	原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、	入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で	定めている基準		・第6条(児童福祉施設と非常災害)について、非常災害に対する具体的計画の策定と訓練の実施を、努力義務から義務 規定とした。 ・暴力団排除に関する文書を、豊田市独自に規定した。	特になし	・調理業務を委託する場合に外部搬入と同様の要件を護す 規定を設ける・障害児保育を担当する保育士の配置について 努力規定を設ける	特になし	特になし	特になし	特になし
	ア 保育所の認 保育所の認 場合を含む)を	認可時における主体規制 可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体: を設けているもの	こよって異なる取扱いをしている	原則、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、市長が適当であると 認めた者については、この限りではない。	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所 認可保育所 の主体の優先	所の影像・運営を行う事業者の募集的における主体規制 の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、選用 の機位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を表	月(要綱)等で、主体制限(特定 受けているもの		-	-		安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人に現る ※ 認可保育所の公募は、計画上、平成23年度で終了している。上記の 制限は、平成23年度当時のもの。	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合。 応募日政化において、保育所・認可外保育首談・認定ことも圏、幼稚園 を3年以上運営している法人格本する者の分供野で3、「平在2744 月1日現在、市内で認可食育所等を運営していない事業者には、3 市内で認可食者所名の金融を選定とども随を選びている事業者の 新年の認可保育所、私の特園、設定とども随を選びている事業者の が今事業者の募集を行う場合。応募日現在において、保育所・認可外保 育設・設定とども間・幼稚園を3年以上運営している法人格を有する者 のみ採択する。	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要領)等で、主体規制(特定の主体の 先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			-	-	-	-	-	-	-

		=	区分	兵庫県姫路市	兵庫県西宮市	兵庫県尼崎市	奈良県奈良市	和歌山県和歌山市	岡山県倉敷市	広島県福山市
条例名等	児童福祉	₩ 施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生・	1	共降系矩即10 頻路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月21日条例第68号)					金勒市児童福祉施設の設備及び運営に関する基准を定める	
	1	乳児室(1.65㎡/人)		3.3㎡/人	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3. 3㎡/人
	0、1歳児をせる。	まふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	[P]	医務室、調理室、便所				医務室(医薬品等を揃え、幼児が静養できる区画)の設置を 義務付け	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第32条)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	参酌基準		国と同じ	国と同じ		国と同じ		国と同じ
	2歳以 上別を と 上所る保 音所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代 わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所に あっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場 所を含む	国と同じ	屋外遊技場は、市長が特に認める場合を除き、保育所と同一 敷地内に限る。また、屋外遊技場に代わるべき場所は認めな い。	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	-	調理室、便所		医務室も必要	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		·····	参酌基準 標準		国と同じ 対象(未適用)	国と同じ 対象外		国と同じ対象外		国と同じ 対象外
			参酌基準		国と同じ	国と同じ		国と同じ		国と同じ
設備の基準の特例(省令第32 条の2)	一定の要f 搬入可	件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
300 E	保育士、明合、調理員	関託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場 員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	栄養士又は調理師の配置を義務付け(調理業務の全部を委託する場合は除く)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	乳児3:1 (認定こど 3歳児 短	配置(最低2人配置) 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 も園である保育所の場合) 時間 35:1 長時間 20:1 見 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 4歳以上児20:1 (認定こども園である保育所の場合) 4歳以上児 長時間20:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき	₹8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	養護及びについては	教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	顕と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取扱(の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、	、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外	で定めている基準		児童福祉施設の長、暴力団員等であってはならない。 連営について、児童福祉施設の運営は、暴力団員等の支配 を受けてはならない。		・管理者は暴力団員等ではないこと、運営が暴力団等の支配を受けないことを規定 ・運営内容の自己評価といるを受けないともに、その結果の公表に努めるよう規定 ・坊災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員 を開発した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Attinda	人権擁護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育 推進の各担当者を置くこととしている。	保護者に対して食育に関する情報を発信。 食事の提供は、地産地消に努める(保育所に限る)。 想定される非常で書への具体的な計画の策定と通報及び連 部体制を整備し、定期的に職員に関知。 避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練の実施(少なくとも 毎月1回)。	特になし
	ア 保育所の 保育所の 場合を含む	の認可時における主体規制 認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体) を設けているもの	によって異なる取扱いをしている	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育 認可保育 の主体の優	有所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、選所 先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を表	用(要綱)等で、主体制限(特定 設けているもの	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、 募集要項において社会相社法人又は学校法人に限定する。	安心こども基金等の活用を前提した事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民富にに難し、当該保育所の遺音を担う事業者の募集を行う場合、社会報祉法人のみ採択する。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公 有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合。公 立保育所の民意とに限し。保育所の宣を担う事業者の募集を行う場合。 会、認可保育所を和歌山市内において設置運営している者に限る。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を 行う場合。全での年前に係る保育を提供する保育所以は幼寝基礎型設 定ことも勝を与い、連盟にている法権組法人又は分享を持受設人で、か つ、教育・保育施設において提供する教育・保育の実績が10年以上で ある場合のみ任義の対象となる。
	ウ 公立保証 公立保育 先順位を下	育所の指定管理者の募集時における主体規制 所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要網)等で げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているも	で、主体規制(特定の主体の優 の	-	-	-	-	-	-	-

		3	区分	山口県下関市	香川県高松市	愛媛県松山市	高知県高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	大分県大分市
条例名等	児童福祉が	一 施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生:	,	下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月25日制定 条例第68号)		が山市独宅 旧奈垣が体略の配産 あれ (富労) 一開 オス 其准 を 宅				大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定)
	7	乳児室(1.65㎡/人)	William Control of the Control of th	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ
	0、1歳 児を 日本	まふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所				国と同じ		国と同じ		国と同じ
設備の基準(省令第32条)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上 別をさ け る の を う の を う の そ う の そ う の う の う の う の う の う の う の	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代 わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		周理室、便所				国と同じ		国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ
			参酌基準 標準		国と同じ対象外	対象外	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外	国と同じ 対象外	国と同じ対象外
			参酌基準		国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	2 一定の要作 搬入可	件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	風と同じ	風と同じ
職員	保育士、順合、調理員	関託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場 を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ(嘱託歯科医の努力義務)	国と同じ
	乳児3:1 (認定こど: 3歳児 短	配置(最低2人配置) 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 も固である保育所の場合) 時間 35:1 長時間 30:1 己 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき	:8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教については	数育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 は、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取扱の	の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、	、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ、調理従事者の検便について明記	国と同じ	国と同じ	調理する者に対し、毎月1回以上の検便を義務付ける。	国と同じ
その他	上記以外「	で定めている基準			・非常災害対策に関する具体的な計画の概要な表示 ・非常災害時の連携協力体制の整備 研修の実施及び研修の機会の確保 記録の整備等 ・総会における地産池消の推進 ・児童福祉施設における感染症等の対応マニュアルの策定	特になし	暴力団排除 地産地消の推進	暴力団の排除のための措置	・暴力団排除に関する規定	特になし
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、連用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている 場合を含む)を設けているもの			-	-	-	法人格を有する者のみ認可する	現在、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集を行っていない。	-	法人格を有する者のみ認可する。
認可保育所の整備・運営を担う事 業者の募集等に係る状況(分類)			-	安心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方公共関陸地自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合。公有地を活用した認可保育所のの整体を行う事業者の募集を行う場合。公有地を活用した認可保育所のの整体の関係を行う事業者の募集を行う場合。社会福祉法人・学校法人に願る。	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人であり、かつ番力団排除規則に該当しない法人に関る。 位立保育所の定意化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を 行う場合、社会福祉法人であり、かつ番力団排除規則に該当しない法人 に限る。	現在、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集を行っていない。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公立保育 所の民営化に際し、当該保育所の選客を担う事業者の募集を行う場 会、社会福祉法人又は学校法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体 先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		で、主体規制(特定の主体の優 もの	-	-	-	-	社会福祉法人のみ採択する。	-	-

		国	区分	宮崎県宮崎市	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市	
条例名等	児童福祉	沚施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生	省令第63号)	宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月制定)	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月静定) 甲成27年度第2期保育所等の設置・運営事業者募集要領(平成27年11月)	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例 (平成24年12月制定 条例第68号) 平成28年度那覇市内で補助金を活用して保育所等整備を行 う事業者募集要項(平成27年11月)	
		乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)※平成26年9月改正	
	0、1歳 児をせ る保育 所	ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準 国	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所			国と同じ	国と同じ	
設備の基準(省令第32条)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以 上別をさ せる所 を 育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代 わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		動大臣の指定地域における居室面積の特例 等に関する耐火上の基準	標準 参酌基準	対象外国と同じ	対象外 国と同じ	対象外国と同じ	
***************************************	保育士、	長件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部 保託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場 員を置かないことができる。)	参酌基準		国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	乳児3: (認定こ 3歳児	D配置(最低2人配置) 1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ども固である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ 認定こども固である保育所に関する規定は削除(平成26年6 月 一部改正)	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につ	き8時間を原則	参酌基準	原則11時間	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及びについて	が教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容 には、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9 条)等	平等取	吸の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理	里、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外	朴で定めている基準		特になし	非常災害対策(国の基準に加えて、立地環境に応じて災害の 種類ごとに計画を立てることや、関係機関や地域との連携に 努めること等について規定している)	・暴力団排除に関する規定※平成26年9月改正 ・家庭・地域等との連携・協力・交流に関する努力義務規定※ 平成26年9月改正	
	保育所	所の認可時における主体規制 が認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体 む)を設けているもの	によって異なる取扱いをしている	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特) の主体の優先戦位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			安心ごも基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有 地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会 地立保育所の定置と単立をは限め、 地立保育所の定置と単立事業者の募集を行う場合、市内で過去な年以上にわたり良好な経営の実績を有している。 社会福祉法人又は学校法人に限る。	-	安心こども基金等の活用を削減とした事業者の募集を行う場合、法人格 を有する者の外提択する。(到限)と社会福祉法人等に限定、②資貨物 作にる各種、法人格を有する者に経婚批法人及び学院法人以外 場合、保育所の選票実施を以上有する者に関定。 資貨物件による機能は、企業を機能法、及び学校法人以外 資金、保育所の選票業務に対して報告報法法、及び学校法人以外 公立保育所の民意化に際し、当該保育所の選客を担予事業者の募集を 行う場合、市内で認可保育所を10年以上選索している社会福祉法人に 限る。	
	公立保	保育所の指定管理者の募集時における主体規制 育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等 ドげる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けている。	で、主体規制(特定の主体の優 らの	過去5年以上にわたり良好な経営の実績を有している法人格を有する 者のみ採択する。	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用

	E	区分	宫城県富谷町	福島県福島市	茨城県水戸市	茨城県つくば市	栃木県小山市	埼玉県川口市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第68	3号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年宮城県条例第91号)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする	県条例を基準とする	県条例を基準とする	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第6号制定)
	乳児室(1.65m/人)		国と同じ	3. 3㎡/人	調と同じ	風と同じ	風と同じ	0·1歲児3. 3㎡/人
	0、1歳 児を入 所させ る保育 所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	風と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第 32条)	医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び使 は国、県と同じ
32条)	保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)			国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ 国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき	1		国と同じ		国と同じ		国と同じ
	場所と目む。ハルスト 上現を 入所さ 世育所 調理室、便所	使うべき基準	国と同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便は国、県と同じ
			国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ		国と同じ
		.	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ。	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ		対象(未適用) 国と同じ
設備の基準の特例								
設備の基準の特例 (省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	対象外	国と同じ	国と同じ
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 員を置かないことができる。)		国と同じ	乳児を入所させる保育所にあっては、保健師または看護師を 配置するよう努める	国と同じ	風と同じ	頭と同じ	国と同じ
	保育士の配置(景紙2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども関である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	(認定こども圏である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	風と同じ	国と同じ	国と同じ	1歳児5:1 3歳児17:1 4-5歳児27:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	多的基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	原則11時間	原則11時間
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める ・非常災害に関する具体的計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ことに立てる	特になし	特になし	・非常災害対策「安全確保、避難方法の計画を定期的に検証 し、見直さなければならない。」 ・人権確譲に関する措置「入所者の人権確譲、虐待防止のた め必要な体制の整備等に努めなければならない。」	調乳室(O歳児)、沐浴室(O・1歳児)の設置、保育所による 育て支援
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(委綱)等で、主体制限(主体によって異な	rる歌級いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。
		で、主体制限(特定の主体の優先膜位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	募集日現在、認可保育所、認可外保育所を運営している者に限る。	-	-	安心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、市内で事 事実績を有する法人に限る。	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、返用(要編)等で、主体規制	f(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

		3	区分	埼玉県草加市	埼玉県和光市	埼玉県新座市	埼玉県三郷市	千葉県市川市	千葉県木更津市
条例名等	·等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68 号制定)			・児童福祉法施行条例(平成24年12月制定) ・三郷市保育所設置及び管理条例 ・三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運賃の基準に関する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月千葉県条例第85号) 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年条	県条例を基準とする
		乳児室(1.65㎡/人)		O歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	O歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
	0、1歳 児をせ る所 所	ほふ〈室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第 32条)		医務室、調理室、便所		医務室について全ての保育所に設置、調理室及び使所は国と 同じ			国と同じ		国と同じ
32 x)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)			国と同じ	国と同じ	国と同じ 国と同じ		国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき			国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
	2歳以 上児を 入所さ せる保 育所	場所を含む。)(3.3㎡/人) 調理室、使所	従うべき基準	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び使所は国と 同じ		間と同じ	国と同じ		国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		L			対象外	対象外	対象外	対象(未適用)	対象外
			参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例 (省令第32条の2)	一定の引	長件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、員を置か	嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 ないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ
	乳児3: (認定こ 3歳児	D配置(最低2人配置) 1 12度現6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ど起酵は35:3 長時間 20:1 児 短時間 35:1 長時間 30:1		保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ ※民間認可保育所が次の草加市基準を満たす場合は、市から運営資権勧あり。 11歳児5:1 3歳児15:1 4歳児20:1 5歳児25:1	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ (認定こども圏である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ (認定こども圏である保育所の場合) 3歳児 知時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 国と同じ	保育士の配置(景紙2人配置) の歳児3:1、1歳更5:1、2歳更6:1、3歳児15:1、 4歳児20:1、5歳児25:1 (認定ごと福である保育所の場合) 3歳児 短時間00:1 長時間30:1 4歳以上児 短時間35:1 長時間30:1	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につ	き8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	保育時間は国と同じ。 開所時間は原則11時間とし地域の実情に応じて施設長が決 定する。	国と同じ
保育の内容(省令第 35条)	養護及では、厚生	が教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取抗	及の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理	里、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		調乳室(0歳児)、沐浴室(0,1歳児)の設置、 侵害所による子育で支援に努める 事故防止及び防犯に関する措置を譲ずるよう努める 災害物資の債害に努める	- 調乳質(0歳児)、沐浴室(0.1歳児)、医務室(2歳以上児) の設置 - 事本助止及び防犯に関する指置を講ずるよう努める - 災害物質の債蓄に努める - 医療機関と連携確保 - 保険加入の義務 - 言情対応マニュアルの作成 - 事業者基金会への加入 - 市社自日の報告で行い人材育成を図る - 市の評価基準に基づ、評価及び情報公表 - 虐待 港舎の義務	調乳室(O歳児)、沐浴室(O.1歳児)、医務室の設置 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物質の備蓄に努める	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置 侵害所による子育で支援に努める 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし	
	ア 保育所の 保育所の	「の認可時における主体規制 の認可に際し、条例、規則、連用(要網)等で、主体制限(主体によって異な	る敬敬いをしている場合を含む)を設けているもの	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保育 認可保育	1資所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体限制 所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規制、運用(要領)等・	で、主体制限(特定の主体の優先原位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	公募において、社会福祉法人、学校法人以外の法人の場合、「自ら保育所 を立年以上修査している等事実績を考するとといこ、当該収工の保育所 の経営資産を有し、その経営が継続的であること。」としている。	-	-	-	-	-
	ウ 公立係 公立保証	資育所の指定管理者の募集時における主体規制 所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等で、主体規制	(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	法人格を有する者のみ提択する。	-	社会福祉法人、学校法人、株式会社のみ採択する。	児童福祉法第35条第4項に規定する認可を得て保育所を運営している社会福祉法人のみ提択する。	-

新宿区 ・東京都児童福社施設の設備及び運営の基準に関 (平成27年3月31日 ・東京都児童福社施設の設備及43等) ・保育的設置認可等事務取扱要額(平成10年3月3 ・公募による整備については、各公募要項 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条(一環な24年3月30日東京都会施設の設備と1等) ・東京都保育研設匯認可等事務の概念15号) ・東京都保育所設置認可等事務取扱要額(平成27年3月31日 (平成24年3月30日) (平成26年2月3日) (平成26年3月3日 (東京都会展育所を観り等等事務を設定等)・文京区公安育所を例(昭和38年3月31日条例第4号) ・文京区公安育所における保育に関する条例(昭和82年3月2日条例第11号) 都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 即と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国
都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ (2歳以上児のみの受け入れ施設において必変) 対象(未通用) 国と同じ 国と同じ 国と同じ	郷と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ (3歳以上児のみの受け入れ施設においても医務3 を必要) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自園調理) 弘と同じ
国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ を必置) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ (2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務3 の意) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自團調理) 国と同じ
国と同じ 国と同じ 国と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設において必定) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ 国と同じ (主医務室を 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務証 必要) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自闡調理) 国と同じ
国と同じ 国と同じ 2歳以上児のみの受け入れ施設において 必置) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ (1) 国と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務証をを) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自園調理) (2) 国と同じ 公立:1歳児5:1
国と同じ (2歳以上児のみの受け入れ施設において必要) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 関と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	国と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務3 必要) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自園調理) 国と同じ 公立:1歳児5:1
おいても医務室を 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設において必要) 国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 国と同じ 国と同じ 国と同じ	も医務室を 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務3 必置) 頭と同じ 対象(未適用) 頭と同じ 食事の外部搬入規定なし(自園調理)
国と同じ 対象(未適用) 国と同じ 国と同じ	頭と同じ 対象(未適用) 団と同じ 食事の外部搬入規定なし(自園調理) 国と同じ 公立:1歳児5:1
対象(未適用) 関と同じ 国と同じ 国と同じ	対象(未適用) 国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自園調理) 国と同じ 公立:1歳児5:1
国と同じ国と同じ国と同じ	国と同じ 食事の外部搬入規定なし(自團調理) 国と同じ 公立:1歳児5:1
国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理) 園と同じ 公立:1歳児5:1
国と同じ	国と同じ 公立:1歳児5:1 都と同じ
国と同じ	公立:1歳児5:1 都と同じ
	都と同じ
で概ね11時間。) 原則として概ね11時間	
	、 本 つ *** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
国と同じ	国と同じ
国と同じ	国と同じ
国と同じ	聞と同じ
特になし	特になし
-	-
を行う場合及び地方 事業者の募集を行う 家なの当業を行う場合を体験とは、主要では、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	、認可保育所 確定している。 開創が存収 の募集を行う 位実育所(人 営期間を合
を開設し、1年以上の 法人権を有する者のみ提択する。	
を事業を認うを登場している。 を事業を認うを登場している おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい かいまい しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょう しょうしょく しょく しょうしょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	国と同じ 特になし 特になし ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

		=	区分	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区
条例名等	児童福祉	性施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63		台東区認可保育所設置運営事業者募集要項(平成27年1月)	墨田区保育所条例(昭和36年3月29日条例第4号)	江東区私立保育所等補助要網(平成27年4月)	明文規定なし ※後育士の配置基準に関しては、認可に向けた協議の際に専 業者に依頼	日黒区保育所運営費等補助要網 平成27年度質貨物件による認可保育所開設事業者募集要項 (平成27年3月9日) 中日黒保育園民営化に件う保育園整備・運営事業者公募要	・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例(平成26年9月30日) ・民間保育所に対する運営教実施要額(昭和56年4月1日) ・大田区立保育園運営事業者プロポーザル応募要項
		乳児室(1.65㎡/人)		都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	○歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人 (私立・公設民営保育所ではの歳児特別要件あり。0歳児を取扱定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱定員を超えて入り、) 人につき、3.3㎡以上の有効面積があれば差し支えない。)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	公立:O歳児5.0㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
	O、1歳 児をせ 所させ る保育 所	ほふく室(3.3㎡/人)	(後うべき基準	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	O歲児5.0㎡/人	○歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人 (私立・公設民営保育所ではな歳児特別要件あり。0歳児を取扱定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱定員を超えた入員人につき、3.3㎡以上の有効面積があれば差し支えない。)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
設備の基準(省令第 32条)		医務室、調理室、便所			国と同じ		国と同じ		国と同じ
32条)	ļ		<u> </u>		国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98m/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき		国と同じ	2歳以上児3.3㎡/人 「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」	国と同じ 	国と同じ		国と同じ
	2歳以	場所を含む、)(3.3㎡/人)		国と同じ	は規定しない。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	入所さ せる保 育所	調理室、便所	従うべき基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)
		クタに N 本 4 田 目	수도학생			eler.	Elek	Bloc	
					国と同じ 対象(未適用)	国と同じ 対象(未適用)	国と同じ対象外		国と同じ 対象(未適用)
					国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
設備の基準の特例 (省令第32条の2)		要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可			食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ		食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員 (省令第33条)	保育士、員を置か	、曠託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 かないことができる。)	従うべき基準	園と同じ	風と同じ	聞と同じ	調と同じ	調と同じ	風と同じ
	33条) 保育士の配置(景低2人配置) 現53:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30: (認定こと1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30: (認定し知時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1			国と同じ	1歳児5:1	1歳児 5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児 5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につ)き8時間を原則	参酌基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)
保育の内容(省令第 35条)	養護及びは、厚生	び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取抗	扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理	理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	風と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ
その他	上記以外	外で定めている基準		11時間開所後1時間以上の延長保育を実施すること	特になし	上記設置の基準は、区の誘導加算	特になし	特になし	特になし
	ア 保育所の 保育所の	示の認可時における主体規制 の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異な	なる数扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
翌可保育所の整備・運 営を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保証 認可保証	度資所の登録・通常を行う事業者の募集時における主体規制 所所の登録・選定を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等	で、主体制限(特定の主体の優先原位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	講演型及び公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、運営実施をかっ法人に関る、(東京都、神奈川県、埼玉県、子展県 で認可保有所等以上、他の選前県は3年以上ン又は東京都認証保有所入 第3年以上、使むは東京都、神奈川県、埼玉県、千里県、で即の保育 (生物27日から・元星市の人規模以上)も移以上 企立保有所の定型はに第1、指数保育所の運営を担う事業者の募集を行 う場合、社会報社法人に限る。	公立保育所の民党化に際し、指該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、認可保育所以自治体が認可した地域定保育事業を運営している社会福祉法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人に限る。
	ウ 公立係 公立保育	採育所の指定管理者の募集時における主体規制 病所の指定管理者の募集に際し、条制、規制、運用(要綱)等で、主体規制	例(特定の主体の優先頭位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で巡司侵省所の運営実績をもつ営利 を目的としない法人格を有する事業者のみ採択する。	-

		<u> </u>	区分	世田谷区	渋谷区	中野区	豊島区	北区	板橋区
条例名等	3等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営の基準等に関する条例(平成26年9月) 世田谷区保育所等連盟費助成金交付委綱(平成27年8月)	渋谷区保育扶助要綱(昭和54年11月)	中野区保育所条例(昭和36年4月1日) 中野区保育所条例(昭和36年4月1日) 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準 に関する条例(平成26年10月21日)	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営		板橋区保育所事業実施要線(平成22年3月制定)
		乳児室(1.65㎡/人)		0歳児5. 0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	O歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	O歳児5.0㎡/人
	O、1歳 児をみ 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ほふ〈室(3.3㎡/人)	従うべき基準	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	O歳児5.0㎡/人	O歲児5.0㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	O歳児5.0㎡/人
設備の基準(省令第 32条)		医務室、調理室、便所			国と同じ		国と同じ		国と同じ
32条)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	<u> </u>	国と同じ 国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき			国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上児を	場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	風と同じ	MICIPIC	MICINIC	INC. INC.	im CIPIC	MICINIC
	入所さ せる保 育所	調理室、使所		都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働	め大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)
	保育室等	等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例 (省令第32条の2)	一定の要	長件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	園と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、員を置か	嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 ないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)、看護師、事務員。	国と同じ	国と同じ
	乳児3:1 (認定こ 3歳児	の配置(最低2人配置) 1・2歳126:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ども圏である保育所の場合) 短時間 35:1 長時間 20:1 児 短時間 35:1 長時間 30:1		1歳児5:1	公立 1歳児5:1	1歳児5:1	- i歳児5:1 - 定員20人以上60人以下及び91人以上の施設に対し保育士1 ・定員20人以上60人以下及び91人以上の施設に対し非常動保育士1 人を増配置。61人以上90人以下の施設に対し非常動保育士1 ・定員60人以下の施設に対し保育士1人を増配置、定員61人 以上の施設に対し保育士2人を増配置 ・定員150人以下の施設に対し振理員1人、151人以上の施設 に対し調理員2人を増配置	国と同じ	- 1歳児5:1 - 元員の人から60人まで及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配置。 - 元員の人以下の施設については保育士1人、定員61人以上の施設については保育士2人を増配置。 - 元員60人以下の施設については保育士2人を増配置。 - 元員20人か50人まで及び60人から149人までの施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し、調理員2人を増配置。
保育時間 (省令第34条)	1日につ	き8時間を原則	参酌基準	原則11時間	原則11時間	原則11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)
保育の内容(省令第 35条)	養護及び は、厚生	「教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱	吸の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理	』、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	園と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外	トで定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
	ア 保育所の	の認可時における主体規制 認可に際し、条例、規則、連用(要綱)等で、主体制限(主体によって異な	さる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運 営生担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保育 認可保育	1資所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体限制 所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規制、適用(要編)等・	で、主体制限(特定の主体の優先頭位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金等の活用を割担とした事業者の募集を行う場合及び地方 公共団体独自の場際金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う 場合。公司を活用した認可容育所の要機を行う事業者の募集を行う場 会・公立保育内の定性に振い、結成官所の必要を分う事業者の募集を行う場 を・公立保育内の定性に振い、結成官所の必要を当予事業者の募集 を行う場合。①一体のいずれがに該当する確果実績を考する法人に議合 (1) (1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	-	-	学心ことも基金の活用を根据とした事業者の募集を行う場合及び、少古体 を活用した認可機関所の建設を行う事業の募集を行う場合、企立領域 所の民登化に認識域関所の選定化計事業の募集を行う場合、認 可保育所の運営美観をもつ法人格を有する者に限る。	京心二とも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方 本共同体験目の場合を、安付金の実際を開きません。事業の募集を行う 場合、公本地を実施力、認可保育所の理能で計事業を募集を行う場合 会、認可保育所の運営を一年以上行っている法人に限る。募集を行う場合、認可保育所の運営を一年以上行っている法人に限る。	保育対策総合支援事業養補助金の活用を制提とした事業者の募集を行う 場合、認可保有所を1年以上、又は家東都認起保育所、環東都認起保有 所実施業施に至める他別と3年以上運営している法人総を有する者に成 6、有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募 重要部により、認可保育所のを増を行う事業者の募集を行う場合、 かること。 力なこと。 一般の民党化に既し当該保育所の運営と担う事業者の募集を行う場合、 場合、募集を制により、集東都及び埼玉県内で認可保育所を設置・運営している社会福祉法人に聚る。
	ウ 公立保 公立保育	1 育所の指定管理者の募集時における主体規制 所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(変編)等で、主体規制	例(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県又 は神岡県で取可寮事所、翌可幼稚園、認定ことと間を1年以上運営してい る法人の分様別なくびよの選挙する(金人の選挙)を含食質闘争か。と参加業に たは鉄道により、おおむね2時間程度で到着できる範囲であること)。	募集要領により、結婚区内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び、現指定管理者のNPO法人としている。

### 1964 1964 1964 1964 1964 1964 1964 1964	武蔵野市	立川市	江戸川区	葛飾区	足立区	練馬区	区分	3			
### 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	本成立がい 都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 成24年3月30日東京都条例第43号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例施行 規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) 裏施区私立保育所等扶扱際領(昭和54年8月24日付養児児	足立区立○○保育園運営事業者募集更項 足立区立○○保育園指定管理者募集更項 ○○地域における認可保育所を備・運営事業者募集更項	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第40号) 東京都児童経性施設の設備及び運営基準に関する条例施行 規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) 保育所設置数可等事務取扱整額(平成27年3月31日付26福			児童福祉	条例名等	
### 1985 ##	同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2億未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳児未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)		乳児童(1.65㎡/人)			
1	同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歲児5.0㎡/人、1歲児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳児未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)		- λ	児を入		
변경 변									令第	設備の基準(省令)	
### 100 - 1			<u> </u>	-						02x)	
### 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000							*	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべ			
		INC. INC.	IIII CINI C	IM CINIC	画にPJU	in Civil Civ	従うべき基準	le	上児を		
전 1	引じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務質))	を 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	- 都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)		行さ 保 調理室、使所 行	入所さ せる保 育所		
변설 등 보는		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	参酌基準	保育に必要な用具			
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			.	対象(未適用)							
### 1950	引じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	参酌基準	野室等に関する耐火上の基準 	保育室等		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	別じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	参酌基準	備の基準の特例 合等第32条の2) 一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入		設備の基準の特例 (省令第32条の2)	
### 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	al:	国と同じ	国と同じ	国と同じ	・定員20人〜40人及び定員60人〜149人の施設に調理員 1人、定員150人以上の施設に調理員を2人を増配置 ・産休明け保育実施圏に調理員を1人増配置	国と同じ		日土、礪託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 置かないことができる。)	員を置かない		
(金字科学) 1992年 1992年	ac	公立:1歲児5:1、3歲児18:1、4歲児24:1、5歲児26:1 私立:1歲児5:1、	国と同じ	1歳児5:1 公立:3歳児15:1	・定員20人~60人、及び定員91人以上の施設に保育士1人	国と同じ	W.7 *C coc+	33:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 定こども圏である保育所の場合) 児 短時間 35:1 長時間 20:1	乳児3: (認定こ 3歳児	位 等	
### ### ### ### ### ### #### #########	同じ 宵時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	部と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)		参酌基準	につき8時間を原則	1日につ	保育時間 (省令第34条)	
型と製造(有金質) を分配 上記以作で変めている選手	១ ೮	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。 (従うべき基準		令第 養護及び は、厚生	保育の内容(省令第 35条)	
をの他 上記以外で定めている選挙 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし	ត្ ប	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	従うべき基準	事取扱の原則、虐待等の禁止等	」(省 平等取技	平等取扱の原則(省 令第9条)等	
ア 県有所の臣司称における社技権 教育所の臣司称に表し、条件、発施、運用(実施)等で、主体制限(主体によって異なる物徴いをしている場合を含む)を設けているもの 変心こども基金権の店用を前提とした事業者の議集を行う場合及び、地方 変化こども基金権の店用を前提とした事業者の議集を行う場合及び、地方 会体を活用した認可侵用所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、地方 会体、事業するが同じより一定の重要素を終せった人生を生命のみ。 単純、事業するが同じより一定の重要素を終せった人生を生命のみ。 単純、事業するが同じより一定の重要素をという法人生きない	司じ	国と同じ	顕と同じ	頭と同じ	国と同じ	国と同じ	生管理、入所者・職員の健康診断等		第10 衛生管理	衛生管理(省令第10 条)等	
ア 信角所の臣可称にかけるとは勝利 信角所の臣可不振し、条件、提供、週間、実際)等で、主体制限(生体によって異なる物欲・をしている場合を含む)を設けているもの 要なことも高金等の店用を前投とした事業者の募集を行う場合及び、地方 は会議を表現した世界者の募集を行う場合及び、地方 は会議を活用した世界者目的の影響を行う事業者の募集を行う事業を行う事業者の募集を行う事業者の募集を行う事業を行る事業の募集を行う事業を行る事業を行る事業を行う事業を行る事業を行う事業を行る事業を行う事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る事業を行う事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る事業を行る											
安心二七基金會の活用を前提した事業者の募集を行う場合及び、地方 公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提した本業者の募集を行う 場合、募集する内容により、上の運業素値を行う。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合。認 提供する同様のは、「関係を表する場合とでは、指を考する場合。」 提供する「国際は、「関係を表する場合とでは、対象を表す。」	şi.	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	記以外で定めている基準		上記以外	その他	
公有地名用水の受害、不明を公司を表示しています。	-	-	-	-	-	-	・ 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可は応じ、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		ア 保育所の		
級、上地の原属サルミのドア場合は、公社宗教組成人のグスは、公社宗 福祉法人又は学校法人の予報例する。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	-		探針する(認可候胃所1年以上、認可候胃所3年以上、認証候胃所3年以上、認証候胃所3年以 上など)。 公有他を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う事業者の募集 を行う場合も、基本的に同様だが、それぞれ貸付料減免や建物無償 減、土地無償賃貸をなどが件予備とは、①社会解註法人のみ又は、②社会	公者地を活用した説可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、認 可容有所を6年以上運営しており、東京都、海宝県、千葉県および特別 県で定員60名以上の認可保育所を運営している法人格を有する者に限 る。	/ 説可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体限制 説可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		イ 認可保証 ・連 ・連 ・連 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認可保育所の整備・選 常を担づ事業者の募集 等に係る状況(分類)	
ク 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に思い、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 「認可保育所を選出している法人格を有する者のみ採択する。 「認可保育所を選出している法人格を有する者のみ採択する。 「認可保育所を選出している法人格を有する者のみ採択する。	-	-	-	-	応募時点で認可保育所を3年以上運営している法人格を有する者のみ採択する。	運営業務委託の募集において、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県 で認可保育所を運営している法人格を有する者のみ提択する。	見制(特定の主体の優先原位を下げる等、異なる歌嶽いをしている場合を含む)を設けているもの	公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 企保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体別	ウ 公立保 公立保証	- -	

### 1	a		区分	三鷹市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
## 14 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第6:	児童福祉	:省令第63号)	(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則 (平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導。 設備の基準及び職員の一部については三鷹市民間保育所に 対する助成金交付要綱昭和57年4月15日)にて上乗せ基準	府中市保育所運営費等の支出に関する要綱	昭島市保育所運営費支弁要綱(昭和56年4月1日)	(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則	【(平成24年3月30日東京都条例第43号)・条例施行規則(平成	明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼
### 1985 ##	乳児奎(1.65㎡/人)			国と同じ(私立圏は0歳児5.0㎡/人の場合上乗せあり)	原則 O歳児 5. O㎡/人	O歳児5.0㎡/人(定員を超えた入所児童については、3.3㎡/人 で可)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	O歳児5.0㎡/人 ※O歳児は乳児室又はほふく室で5.0㎡/人 を満たしていること。	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
변경 변	歳 入 さ 育	O、1歳 児をさせ る保 所		都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	原則 0歳児 5.0㎡/人	O歳児5.0㎡/人(定員を超えた人所児童については、3.3㎡/人 で可)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
변경 변		(省令第							
## 1966 Processed Processe			多 則差年						
### 100	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき は場所を含む。)(3.3㎡/人)	2歳以	わるべき	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
Marie	を さ 調理家 便所	上児を 入所さ せる保	従うべき基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)
변경 변		}							
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##									
# 20 전 전 10									
### 2000	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可参酌基準		食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	
### (### 1	置かないことができる。)	員を置か		置、私立については保健師又は看護師を置くよう努め置いた	間と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
(日本的の主意の、	士の配置(景低2人配置) 3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 定とども個で名使育所の場合) 見 短時間 35:1 長時間 20:1	保育士の 乳児3:1 (認定こと 3歳児 5		国と同じ(運用上の上乗せ基準として、1歳児5:1、4歳以上リ 25:1)	³ 1歳児5:1	1歳児 5:1	国と同じ	1歳児5:1	1歲児5:1
報酬的原用(名) 中有限の原用、前等等が重な 2016 基準 2016			都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	
を記載しています。	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 従うべき基準 は、厚生労働大臣が定める指針に従う。		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
をの他 上記以外で変かないる基準 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし	取扱の原則、虐待等の禁止等	原則(省平等取扱	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
ア 信仰所の認可に取い。を称、規制、選用(実験)等で、主体制度(生体によって異なる物態がもしている場合を含む)を討けているもの	生管理、入所者・職員の健康診断等 参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
安心上に基金の活用を制提した事業者の募集を行う場合。法人体を有 する命の小に悪心(東京教及び近常物風上は、写真音の子集を行う場合。法人体を有 する命の小に悪心(東京教及び近常物風上は、写真音の子集を行う場合及び、地方公 いるた。東京都証は自新たる霊化では、ことは、 、	己以外で定めている基準		物になし	特になし	特になし	物になし	物になし	物になし	
安心上ども基金の活用を朝提した事業者の募集を行う場合。法人格を有 する命の中に最ら(策京教及び近世物風において国司保育所を登場・ 返司保育所の登場・運営を行う事業者の募集における主体規制 返司保育所の登場・運営を行う事業者の募集における主体規制 返司保育所の登場・運営を行う事業者の募集においてしても ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集においてしても ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集において、 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。」 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集と行う事業者の募集を行う場合。」 ・ 「記司保育所の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。」 ・ 「記司保育の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。」 ・ 「記司保育の登場・運営を行う事業者の募集を行う場合。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を記する」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う場合。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事を言する」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事を言する。」 ・ 「記書を行う事業者の募集を行う事を言する。」 ・ 「記書を行うを言する。」 ・ 「記書を行う事を言する。」 ・ 「記書を言する。」 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。」 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。 ・ 「記書を言する。									
第一条 では、日本の では	7 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(褒細)等で、主体制限(主体によって異なる敬敬いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	
	認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、選用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 2011年前の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、選用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		, -	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、 社会福祉法人及び特定非営利法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方な 共団体制度の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場 合、実本部・参楽川県で1年以上認可保育所運営の実績を持つ法人格を 有する者に限る。	-	
ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 - 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	立保資所の指定管理者の募集時における主体接触 保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、連用(要額)等で、主体規制	ウ 公立保 公立保育	C、主体規制(特定の主体の個先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国	区分	小平市	日野市	国分寺市	国立市	狛江市	東久留米市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) ・ ※		日本語のよう	日野市特定保育所運営費支弁要綱(平成27年4月9日制定)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例		- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
	乳児室(1.65㎡/人)		O歳児5 0㎡/人	O歳児 公立 3.3㎡ 、 私立 5.0㎡/人(弾力化を行う場合は 3.3㎡/人) 、 1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 0歳児については、1人につき5.0㎡以上で上乗せあり	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
設備の基準(省令第 32条)	0.1歳 児を入 所させる保育 所	従うべき基準	O歳児5.0㎡/人	O歳児 公立 3.3㎡ 、 私立 5.0㎡/人(弾力化を行う場合は 3.3㎡/人)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 0歳児については、1人につき5.0㎡以上で上乗せあり	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
				園と同じ		園と同じ		国と同じ
32 米)	保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)			国と同じ		国と同じ		国と同じ
			工建设进口加工中以/区则11122234445541工厂中设造工程					
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき 2歳以 場所を含む。)(3.3㎡/人)	CZ 7. 0 to 10 200	を確保)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	場所と目む。ハウストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルス	従うべき基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例標準		対象(未適用)	対象(未適用)		対象外		対象(未適用)
	保育室等に関する耐火上の基準参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例 (省令第32条の2)			自園調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	自園調理
	別と思からいことが、Ceros /		O歲児保育実施園:看護師	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士の配置(最低2人配置) 現児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定ごども間である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1	1歳児 5:1	園と同じ	園と同じ	風と同じ	風と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。関所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則11時間
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について 従うべき基準 「生労働大臣が定める指針に従う。		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	生管理、入所者・職員の健康診断等 参酌基準		園と同じ	園と同じ	風と同じ	国と同じ	風と同じ
その他	記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	安心で安全なまちづくりへの協力	特になし
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、選用(要網)等で、主体制限(主体によって異な	てる数扱いをしている場合を含む)を投けているもの	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運 監を担う事業者の募集 等(集を状況(分類)	認可保育所の登備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の登備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先派位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 認可保育所の登備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先派位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	法人格を有する者に限る。	-	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及 び、公立保育所の整備化に期し当該保育所の運営を担予業者の募集を 行う場合、児童福祉法に定める認可保育所を運営している社会福祉法人 のみに限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、連用(美術)等で、主体規制	((特定の主体の優先頭位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
			·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

	国区分		西東京市	神奈川県鎌倉市	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県秦野市	静岡県浜松市		
条例名等	児童福祉	上施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63	3号)	東京都児童福祉施設の設備及び遭営の基準に関する条例 (平成24年3月30日東京都条例第43号)そのほか市独自の明 文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	なし (現行において民間事業者に対する市単独の基準及び一般募 集要綱等は未設置。新制度施行後は、環条例の外、平成26年 4月30日付け内閣府合第38号に基づく協倉市特定教育・保 育施設及び特定地域受保育事業の運営に関する基準を定め る条例」(平成26年10月1日鎌倉市条例第20号)による。)	藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項(2015年9月)	茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人候補者募集要項(平成26 年8月)	tel.	浜松市児童福祉法施行条例(平成24年3月23日制定)	
	乳児室(1.65㎡/人)			0歳児1人につき5.0㎡以上、1歳児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	国と同じ	
	O、1歳 児を入 所させ る保育 所	0、1歳 児を入 所させ る保育 所	ほふ〈室(3.3㎡/人)	従うべき基準 の道	0歳児1人につき5.0㎡以上、1歳児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第 32条)		医務室、調理室、便所			国と同じ				国と同じ	
32余)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	<u> </u>		国と同じ	国と同じ	<u> </u>		国と同じ 国と同じ	
	保育至又は妊娠至(1.90m/人) 屋外遊戲場(保育所の付近にある屋外遊戲場に代わるへ 2歳以 場所を含む。)(3.3㎡/人)		1		国と同じ				国と同じ	
	2歳以 上児を 入所さ せる保 奈所		従うべき基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を 必置)					国と同じ	
					国と同じ 対象外	国と同じ 対象(未適用)	国と同じ 対象(未適用)		国と同じ対象外	
			 		国と同じ	<u> 対象(不適用)</u> 国と同じ			国と同じ	
設備の基準の特例 (省令第32条の2)	な備の基準の特例 ウの悪性も満たさ担合 2巻以上同じせるである。中間 2000年以上の				国と同じ				国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、曠託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 員を置かないことができる。)			国と同じ	風と同じ	国と同じ	顕と同じ	風と同じ	国と同じ	
	乳児3:1 (認定こと 3歳児 5	従うべき基準 保育士の配置(最低2人配置) 現児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 認定こども園である保育所の場合) 歳児 起時間 35:1 長時間 20:1 歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1歳児5:1	国と同じ	1歳児5:1、3歳児15:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則 参酌基準		原則11時間	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の関所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	国と同じ		
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。 従うべき基準		国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱	平等取扱の原則、虚待等の禁止等 従うべき基準		園と同じ	国と同じ	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理	新生管理、入所者・職員の健康診断等 参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	
その他	也 上記以外で定めている基準			特になし	なし	特になし	既存の建物を改修する場合は、当該建物が新耐震基準を満 たしていること。	 ⊄L	物になし	
	ア 保育所 保育所の	「の認可時における主体規制 「認可に際し、条例、規則、運用(要網)等で、主体制限(主体によって異な	なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
認可保育所の整備・運 整を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保育 認可保育	1有所の登儀・運営を行う事業者の募集時における主体規制 所の登儀・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等	で、主体制度(特定の主体の優先原位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	公裏においては、次の①~③のいずれかを満れず法人に服金 うま内文は動内で認可度有所を2年以上選案していること ②定数に記載 されて、記載所の所在地址が備収市内の社会福祉法人 ③備収型設定保 有施設を選書する法人	-	-	公立保育所の民意化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内において、児童福祉法に定める保育所の運営業績が2年以上 を有する者に限る。	
	ウ 公立保 公立保育	は育所の指定管理者の募集時における主体規制 所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制	例(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	3	区分	静岡県掛川市	三重県四日市市	滋賀県彦根市	滋賀県長浜市	大阪府吹田市	大阪府茨木市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63	9号)	県条例を基準とする	- 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月制定) - 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする。	大阪府児童福祉施設の設備運営に関する基準を定める条例 (平成24年11月制定)	淡木市立保育所民営化移管先法人募集要領
	乳児奎(1.65㎡/人)		園と同じ	園と同じ	園と同じ	国と同じ	園と同じ	顕と同じ
	0. 1歳 児を入 所させ る保育 所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	脚と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第 32条)	医務室、調理室、便所			園と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
32条)	保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	<u> </u>	国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ	国と同じ 国と同じ		国と同じ 国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき			国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
	2歳以 上児を 場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	INC INC		INC. P.O.	間に円し	INC. P.O.	INIC INIC
	場所と思います。 大阪さ は の は の の の の の の の の の の の の の		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
				国と同じ	国と同じ	国と同じ		国と同じ
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例			対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象(未適用) 国と同じ	対象外 国と同じ
設備の基準の特例 (省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 員を置かないことができる。)			関と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	府条例に加え看護師配置
	従うべき基準 発育士の配置(最低2人配置) 現現3:1 1・2歳現6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 認定こども園である保育所の場合) 歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		風と同じ	1歳児4:1 3歳児18:1	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、 乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めるこ と。」を規定している。	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、 乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 1歳児 5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則 参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。 従うべき基準		国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等 従うべき基準		園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	間と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等参酌基準		国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・非常災害:災害の種別に応じた計画の作成を義務付け ・虚待等の禁止:禁止する行為を具体的に明記	特になし	物になし	特になし	特になし	施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者 栄養士を法人内に1人配置
	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異な	こる敬意いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規制、運用(要領)等・ 関切保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規制、運用(要領)等・	で、主体制限(特定の主体の優先原位を下げる等、異なる敬敬いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心ことも基金管の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立 保育所の歴史化に際し、自該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ提供する。	安心ことも基合管の活用を前提とした事業者の事業を行う場合、社会指導 注入、公益注入(社会指述事業を経営している者に限る。)または3年以内 にこれらの法人になり得る見込みのある者に限る。	ま 定心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合。社会局場 法人君しくは学校法人又はこれらの法人になり得ると見込みのある者に服 る。	公立保育所の民居化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行 う場合、社会報祉法人又は学校法人のみ提択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、安心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、安心ことも基金等の補助が繋に与わせて経営(世紀本語・中央・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、適用(要綱)等で、主体規制	((特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国区分		区分	兵庫県明石市	兵庫県伊丹市	兵庫県加古川市	兵庫県川西市	奈良県橿原市	岡山県総社市
条例名等	児童福祉	址施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第6 3			兵庫県法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等 施設の基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関 係))				児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を 定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)
		乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	O、1歳 児をみ 所 の保育 所	ほふ〈室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	圏と同じ
設備の基準(省令第 32条)	(7) 医務室、調理室、便所				国と同じ		国と同じ	国と同じ	風と同じ
32余)		保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	<u> </u>		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき			国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以 上児を さる保 育所	場所を含む。) (3.3㎡/人) 調理室、便所	従うべき基準		国と同じ		国と同じ	国と同じ	国と同じ
			(Y. 45 16	=104			=1=1	5154	
				対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
				国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例 (省令第32条の2)	(備の基準の特例 ウの悪体が潜むすべる 2億以上用に対する金庫の人の物です。			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 員を置かないことができる。)			施行日において、現に顕遠角を置いている保育所については 顕遠角のうち少なくとも1人は来来土の免許を有する者又は顕 理師の免許を有するものでなければならない、(施行日におい て、駅に顕真見を置いている保育所については平成30年3月 31日までの関連用しない旨の経過指置あり。)	据行日において、現に顕環員を置いている保育所については 顕環員のうちかなくとも1人は来来上の免許を有する者又は顕 顕版の免許を有するものでなければならない、(施行日におい て、現に顕真是を置いている使育所については平成30年3月 31日までの関連用しない旨の経過指置あり。)	推行日において、現に類理員を置いている保育所については 類理員のうちかなくとも1人は来来上の免許を有する者又は類 類形の免許を有するものではければならない、(施行日におい て、現に顕現書を置いている使育所については平成30年3月 31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	接行日において、現に調理員を置いている保育所については 関理員のうちかなくとも1人は来美士の免許を有する者又は 環際のの許を有するものではければならない、(施行日におい て、現に顕真書を置いている食育所については平成30年3月 31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 現児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども関である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	顕と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則 参酌基準		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。 従うべき基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	風と同じ	
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取抗	平等取扱の原則、虐待等の禁止等 従うべき基準		国と同じ	圏と同じ	国と同じ	間と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理	寄生管理、入所者・職員の健康診断等 参酌基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	Fの他 上記以外で定めている基準			特になし	特になし	物になし	特になし	特になし	特になし
	ア 保育所 保育所の	所の認可時における主体規制 の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異な	なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運 室を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保証	2首所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 同所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規制、運用(要綱)等	で、主体制限(特定の主体の優先原位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	応募責格で法人格を有する者に限定している。	-	-	-	-
	ウ 公立係 公立保証	装育所の指定管理者の募集時における主体規制 同所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要額)等で、主体規制	別(特定の主体の優先跟位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国区分		山口県山口市	福岡県筑紫野市	福岡県春日市	福岡県太宰府市	福岡県那珂川町	福岡県須恵町	
条例名等	児童福祉	北施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第5号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施 行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)	福岡県児幸福社旅跡の鈴備及び運営の基準に贈する条例	至日本日本子的朋友 N 本日本日本子的朋友 NH4 C4001	福岡県児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年10月制定)	
	乳児室(1.65㎡/人)			国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	3.3㎡/人	3.4m/人	3.5㎡/人
	O、1歳 児をせ育 る所保育	ほふ〈室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準(省令第 32条)	医務室、調理室、使所				国と同じ		国と同じ		国と同じ
32余)	ļ	保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ 国と同じ	国と同じ		国と同じ		国と同じ 国と同じ
		保育至又は班威至(1.90m/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき 場所を含む。)(3.3 m/人)	1		国と同じ		国と同じ		国と同じ
	2成以 上児を と所さ せる保 音所		従うべき基準		国と同じ		国と同じ		風と同じ
			参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例			対象外	対象外		対象外	対象外	対象外
	保育室等	等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	Q備の基準の特例 中の亜州大連もオ場合 2番以上目に対する金庫のは超齢 1 可		参酌基準	園と同じ	国と同じ	自園調理のため規定なし	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自團調理)
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 員を置かないことができる。)			国と同じ	国と同じ	国と同じ	個と同じ	個と同じ	個と同じ
	乳児3:1 (認定こ 3歳児	(グラベき基準 現3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 認定こども順である保育所の場合) 歳足 短時間 35:1 長時間 20:1 歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	節と同じ	間と同じ	節と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則 参酌基準		国と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。 従うべき基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱	平等取扱の原則、虐待等の禁止等 従うべき基準		国と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	生管理(省令第10 衛生管理、入所者・職員の健康診断等		参酌基準	園と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急 時の安全確保のための体制整備等を上乗せ	・関所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解説にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 ・不審者等の侵入防止対策 ・不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力 義務化 ・非常災策対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等・存即及び計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等を開及び計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等を開及び計画を変	物になし	・関所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の部状にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止対策 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等)・書田及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団際係者の建設 連営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	・関所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 ・苦情の第末にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 ・不審者等の侵入防止対策 ・不審者等の侵入防止対策 ・非常災害対策 具体的な計節を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等)・書間及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の接除 ・運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	開所時間 1日につき12時間を原則 ・苦情への対応 ・苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不嘉者等の侵入防止が対策 ・不審者等の侵入防止がための措置及び訓練について努力 意形化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、 地震等・浄明足び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団限係者の排除 連営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	
	ア 保育所 保育所の	「の認可時における主体規制 形態可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異な	なる歌娘いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保育 認可保育	3資所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体短制 1所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要編)等・	で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心ことも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人のみ様択する。	公私連携保育法人の募集を行う場合。筑業地区又は福岡市南区・博多区 において10年以上の認可保育所等の運営実施を有する法人を応募条件と する(募集(係名教育所)に配置された長、主任保存工。とむる保育士 の経験を数について条件を設定)。 条件の設定は、原列にして3第二と12募集受債等を定めており、その中で 行うことなる(過去は、認可保育所の誘致や指定管理者の公募をする原 に、対象を社会福祉法人に限定)		-	-
	ウ 公立保 公立保育	官育所の指定管理者の募集時における主体規制 所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(変編)等で、主体規制	例(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	京業地区又は福岡市南区・博多区において10年以上の認可保育所等の 運営実施を有する注入を応募条件とする。(募集に係る保育所に配置され る所表、主任保育士、主となる保育士の経験年数について条件を設定)	-	-	-

・			3	区分	熊本県菊陽町	熊本県益城町	大分県中津市	鹿児島県出水市	沖縄県宜野湾市	沖縄県石垣市
March Marc	条例名等	児童福祉			「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	大分県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県東海第56等) 沖縄県児童福祉施設の設備及及領第50等)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)
Part			乳児室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	3.3m//L
### 1		O、1歳 児をせ る保育 所	ほふ〈室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
March Marc	設備の基準(省令第 32条)	5								
### 1985 ##	32%)			参酌基準						
### 1985 Mark St.			屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき							
### 1000		上児を	場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	(Visit AD-11-4)	TVERST-19	INC. PIO	mcro C	INC. P.O.	INIC IPIC
### 1987 1982		せる保 育所								
Note 1982	-									
### 1997										
## 1976 1970	設備の基準の特例 (省令第32条の2)	一定の要	・ 件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	園と同じ	風と同じ	風と同じ	園と同じ	国と同じ
		保育士、『員を置か	嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 ないことができる。)		要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力 義務でなく義務化	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力 義務でなく義務化	関と同じ	国と同じ	個と同じ	個と同じ
### (1997年) 1997年		乳児3:1 (認定こと 3歳児 知	1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ごも関である保育所の場合) 互時間 35:1 長時間 20:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育時間 (省令第34条)	1日につき			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
### 2000 日本日本 (1997)	保育の内容(省令第 35条)	養護及び は、厚生	護護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容について は、厚生労働大臣が定める指針に従う。 従うべき基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
信息性数列表面を成立	平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱	等取扱の原則、虐待等の禁止等 従うべき基準		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
・ 日本の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の	7生管理(各令第10 第生管理、入所者・職員の健康診断等		!、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	園と同じ	風と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ
安心ことも進金の活用を削減とした事業者の基集を行う場合。以下に成る (日本作にないてきましょの意実権がみら起す場所を選手では大き (日本作にないてきましょの意実権がみら起う場所を選手では大き (日本作にないてきましょの意実権がみら起う場所を選手では大き (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきましょの意実権があるとは、 (日本作にないてきません。 (日本作とした事業者の基集を行う事業をの基集を行う場合。はでは、 (日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業者の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業の基集を行う場合。は日は成立 (日本たが、日本作とした事業の基集を可能とした事業の基集を行う場合。 (日本たが、日本たが、日本たが、日本たが、日本たは成立 (日本たが、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たが、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは、日本たは成立)、日本たは成立 (日本たは、日本たは、日本たは、日本たは、日本たは、日本たは、日本たは、日本たは、	その他	上記以外	で定めている基準		・利用者が地域社民と交流できる機会の確保を努力義務化 非常災害時には、被災した時害者、乳効児その他特に配慮 を要する者の受け入れを努力儀務化 ・食事の程限を行う部に県内で生産された農林水産物及びこれらを限内で加工したものの使用を努力債務化 ・保育所が自立評価するとともに、外部評価の実施と結果の公 接きが力義務化 (役害市路台主席)	・利用者が地域性民と交流できる機会の確保を努力義務化。 非常災害時には、被災した時害者、乳効用をつ他特に配慮 を要する者の受け入れを努力義務化。 食事の延保を行う部に県内で生産された農林水産物及びこれらを展内で加工したものの使用を努力義務化。 保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公 差を努力義務化 (後音部※自己集集)	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の影様ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	対処するための具体的計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであること。②具体的計画の概要の掲示、③地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に	物になし	特になし
□本書によります。		ア 保育所 保育所の	の認可時における主体規制 認可に際し、条例、規則、連用(要綱)等で、主体制限(主体によって異:	なる散扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-
ウ 公立保育所の指定管理者の募集に形し、条例、規則、運用(奨刷)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	返可保育所の整備・運 置を担づ事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保育 認可保育	接可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 表可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要網)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び公有 地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福 社法人に服る	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人に限る	保育所等整備事業は、社会福祉法人・日本赤十字社・公益社団法人・公 益財団法人又は学校法人のみ提択する。		(①本市において2年以上の変置実績がある認可保育所を運営する社会 福祉法人、②本市にて2年以上の選業実績があり、20日間、10日間、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間、20日間、2	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉は 人及び市が認可した地域型保育事業事業者に限る。
		ウ 公立保 公立保育	ナ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、連用(長綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-

### 1870 ###	沖縄県南城市 沖縄県統谷村	沖縄県うるま市	沖縄県糸満市	沖縄県浦添市	沖縄県沖縄市	区分	a		
### ### ### ### #####################	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 会例(平成24年12月26日沖縄県条例第55号) 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第55号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び連営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)			条例名等	
### 1675-1676-1676-1676-1676-1676-1676-1676-	3.3m//_\	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人		乳児室(1.65㎡/人)		
### 1000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	従うべき基準	0、1歳 児を入 所させ る保育		
### 1982 ##								設備の基準(省令第	
변수 등 보는 기업을 받는						参酌基準		32条)	
변경 변							屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき		
### 1916년 1917년	組合的し	温と同し	出る中に	温と同じ	温と同し		2歳以 場所を含む、)(3.3㎡/人)		
報告	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ルノンで数 手	入所させる保育所		
변경보고 변경									
### 1985/00 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전									
# 전 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	国と同じ 国と同じ	国CPU	IBCIPI €	画と同し	INCIPL	育室等に関する耐火上の基準参酌基準			
### (Particle) ###	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可参酌基準		設備の基準の特例(省令第32条の2)	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	国と同じ	脚と同じ	園と同じ	脚と同じ	国と同じ	を置かないことができる。)			
(名音音34条) 「1.11-2 conference Man Part	国と同じ	脚と同じ	園と同じ	間と同じ	間と同じ	一従うべき基準	乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1		
	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	参酌基準	1日につき8時間を原則	保育時間 (省令第34条)	
商生管理(省令第10 泉)等 参約基準	国と同じ	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ	従うべき基準	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	保育の内容(省令第 35条)	
その他 上記以外で定めている基準 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし 特になし	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	従うべき基準	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	平等取扱の原則(省 令第9条)等	
	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	参酌基準	方生管理、入所者·職員の健康診断等 参酌基準		
ア 保育所の認可はおける主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要慮)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	記以外で定めている基準		その他	
		-	-	-	-	なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、連用(要領)等で、主体制限(主体によって異り		
要心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合とび、公立保 場合、社会報社主人設立を条件に必要に選別を表示している場合を含む)を設けているもの 要心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会報社主人設立を条件に必要に選別を表示している場合を含む)を設けているもの 要心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、対会報社主人設立を条件に必要に選別を表示している場合を含む)を設けているもの 要心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、対会報社主人設立を条件に必要に選別を表示して募集を実施という。 「内へで事業実施と有する社会報社主人設立を条件に必要に選別を表示して募集を実施という。」 「関係有所の型像・運営を行う事業者の募集に対し、条例、規則、運用(要例)等で、主体制限(特定の主体の使先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの 「内へで事業実施と有する社会報社主人設立を条件に必要に認定しました事業者の募集を行う場合、対会報社主人設立を条件に必要に表して募集を実施という。 「関係方式を表示して募集を実施。」 「日本会社社主人設立を条件に必要に表して募集を表示し、 「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「関係方式を表示し、「日本会社社主人の公司保育施設の認可係を表示し、「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育を設定され、「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、対会報社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、対会報社主人の公司保育所設置にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、対会報社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、対会報社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、対会報社主人の公司保育所設定にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、対会を表示として表示を記しました事業者の募集を行う場合、社会報社主人の公司保育所設定とした事業者の募集を行う場合、社会報社主人の公司保育所の登録を表示として表示を表示といる。 「日本会社社主人の公司保育所設とした事業者の募集を行う場合、社会報社主人の公司保育所設定した事業者の募集を行う場合、社会報社主人の公司保育所設定にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定」と、日本会社社主人の公司保育所設定にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定」と、日本会社社主人の公司保育所設定にあたって 「日本会社社主人の公司保育所設定」と、日本会社主人、日本会社主人、日本会社主人の公司保育所設定とした事業者の募集を行う場合、社会社社主人の公司保育所定とした事業者の募集を行う場合、対しため、日本会社主人の公司とようを表示といる。 「日本会社社主人の公司と表示といる。」「日本会社主人、日本会社社主人の公司と表示といる。」「日本会社社主人、日本会社主人、日本会社社主人社会社社主人、日本会社社主人、日本会社社主人、日本会社社主人、日本会社社主人、日本会社社主人社社主人社主人社会社社主人、日本会社社主人社会社社主人、日本会社社主人社会社社主人社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社会社社主人社会社社主人社会社社主人社会社社会社社会社社会社会社社会社社会社社会社社会社社会社会社会社会	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地 を活用にお買り専用所の登儀を行う事業者の募集を行う場合。社会福祉 支払のお提供する。 注入のお提供する。 公立官育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う 等であること)である社会福祉法人に限る。 場合、社会福祉法人の設立を条件に公募。	安心ごとも基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人のみ類式する。	市として、提可外級育施設の提可化を選めており、安心ことも基金の活用 を新設した事業者の募集を行う場合、新規の認可保育所設置にあたって は管内認可外保育施設に対して募集を実施。	公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う 場合、社会福祉法人設立を条件に必募(運営実施)でいては、認可外保 関施設運営(2年以上、指導監督を満たし〇年以上運営等、その都度、公 裏にあたり検討する)。	安心二とも基金の活用を前接とした事業者の募集を行う場合及び、公立を 育所の民党化に認止当該採育所の選をを担う事業者の募集を行う場合、 市内で事業実績を有する社会福祉法人に限る。	提可保育所の登録・道堂を行う事業者の募集時における主体規制 設可保育所の登録・道堂を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(長綱)等で、主体制限(特定の主体の優先機位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		認可保育所の整備・運 業を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	
ク 公立保育所の指定管理者の募集における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要細)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-) 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの			

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

		3	区分	沖縄県嘉手納町	沖縄県北谷町	沖縄県西原町	沖縄県南風原町
条例名等	児童福祉	吐施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63	3号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第55号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第55号) 沖縄県児童福祉施設の設備の近運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第55号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年12月26日沖縄県条例第50号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
	乳児室(1.65㎡/人)			3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
	0、1歳 児をみ 所る保育 所	ほふく室(3.3㎡/人)	後うべき基準	風と同じ	聞と同じ	風と同じ	風と同じ
設備の基準(省令第 32条)	医務室、調理室、使所			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
32条)	保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき			国と同じ 国と同じ	国と同じ	国と同じ 国と同じ	国と同じ 国と同じ
	つ無い	型 正 太 会 ま 、	従うべき基準	温さ回し	国と同じ	温さ印し	国と同じ
	を開発している。 「ASSITITATION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN			国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
				国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 保育室等に関する耐火上の基準		標準 参酌基準	対象外国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外国と同じ
設備の基準の特例	保育室等に関する耐火上の基準 一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可						
(省令第32条の2)	一定の	要件を満に9場合、3歳以上児に対9の良事の外部搬入り	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、員を置か	- 嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 いないことができる。)	i、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理 とができる。)		国と同じ	国と同じ	節と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども間である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		従うべき基準	園と同じ	風と同じ	風と同じ	風と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則		参酌基準	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第 35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省 令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等		従うべき基準	園と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10 条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等		参酌基準	国と同じ	風と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外	外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし
	ア 保育所 保育所の	所の認可時における主体規制 別認可に認い、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異な	zる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-
認可保育所の整備・運 室を担う事業者の募集 等に係る状況(分類)	イ 認可保証 認可保証	発育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 有所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等・	で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、安 むことも基金の活用を発理とした事業者の募集を行う場合、募集要項にお いて社会福祉法人又は社会福祉法人取得予定者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人のみ提択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉 法人のみ採択する。
	ウ 公立(F 公立保証	発育所の指定管理者の募集時における主体規制 得所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(受綱)等で、主体規制	別(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育護が都道府県等に対して聞き取りを行い、その